

さらに、中小事業者の負担の軽減合理化をかるため、白色申告者の専従者控除額を現行の十五万円から二十七万円に引き上げることといたしました。

次に、現行の道府県民税所得割りの税率は、課税所得百五十万円以下二%、百五十万円以上四%という一段階の比例税率の制度となつておりますが、低額所得者との負担の均衡をはかる見地から、税率を五段階に区分する超過累進税率制に改めることといたしております。

その二是、法人についてであります。

最近における企業の発展は、都市特に大都市における公共施設の充実に負う面が少なくないのみならず、公害その他の問題について、都市に多大の負担を及ぼしている実情にあるため、その負担をある程度企業に求めるることは当然であると考える所以あります。住民税の法人税割りを、道府県民税にあっては現行の五・八%を八%に、市町村民税にあっては現行の八・九%を一五%としたいたしておられます。

第三は、事業税についてであります。

事業税は本来二重課税的な性格をもつものであり、特に零細な個人事業者についてはその負担の過重に著しいものがあるのです。したがいまして、将来、個人事業税は撤廃の方向で検討を加える必要があるのであります。当面、所得税を納付するに至らない者に対する個人事業税の解消をはかるため、事業主控除を現行二十七万円から五十万円に引き上げることといたしております。

また、中小事業者の負担の軽減合理化をかるため、白色申告者の専従者控除額を現行の十五万円から二十七万円に引き上げることといたしました。

第三は、料理飲食等消費税についてであります。都市あるいは観光地等における市町村の行政負担は年々急増を示している反面、観光関係地の財政収入は、市町村一に対し、府県二、国四という

実情にかんがみ、その財源に充てるため、この際府県税である本税を市町村税とすることにいたしました。

なお、料理飲食等消費税の市町村移譲につきましては、課税事務を考慮して昭和四十六年度より適用することといたしております。

第四は、都市計画税についてであります。

都市計画税の課税客体は土地及び家屋となつておますが、都市計画事業に伴う受益の度合は、償却資産についても土地及び家屋と同様であります。そこで、都市計画税の課税客体に償却資産を加えることといたしております。

なお、都市計画税の賦課期日は一月一日となっておりますので、この改正規定は昭和四十六年度分より適用することといたしております。

以上の改正により、昭和四十五年度において

は、個人住民税におきましては差し引き千五十三億円、個人事業税におきまして二百十九億円の減税となります。

い、一千二十四億円の増収が見込まれますので、差し引き七百五十二億円の増収となります。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその大要であります。

○菅委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

て、最近地方税制について抜本的な改正を行なうべきであるという意見があります。また、その際には、独立税の制度をやめて、地方税を国税の付加税とするべきであるといった意見がありますが、

今後の地方税制の基本的なあり方について、地方自治を尊重する立場から、どのようにお考えになつておられますか、お伺いいたします。

○大石政府委員 お答えいたしたいと思いますが、いまお触れになりました国税の付加税にしろ

という地方税についての意見もあるると私は承知しておりますけれども、しかし、その考え方は必ずしも一般的にまだ私はなつてはいるものではないと

いうふうに考えますし、シャウブ勧告以来いまの税制ができたわけであります。やはり独立税と

いうことを貫いていくことが地方税制度の基本であります。たしかに、シャウブ勧告以来いまの税制ができたわけであります。やはり独立税と

いうふうに考えておりますので、今後ともそういう制度の根幹といふものは失わないよう

にやつていきたいたいと思っております。

ただ、課税事務のいろいろ簡素化というような問題もありますので、現在は住民税と事業税等では所得税の資料をそのまま、何といいますか、使

うというようなやり方をいたしまして、課税事務の簡素化もはかっているわけでありますから、いろいろその附加税制度という趣旨も、必ずしも付加税がいいからということではなく、おられるのではないかというふうに思いますが、そういう点も考慮したいまの制度であらうと思いま

す。

ただ、前段お話しのありました、全体的に地方

税制というものを社会環境の変化に応じて直すべきだという議論につきましては、私ども同感であります。特に地方税制のうちでも、市町村の税制

といふものが要求に応じ得ない体制にあるといふことも否定できない感じであります。そういう

点では、地方制度調査会その他等で検討を加えて

もらつてはいるところであります。そういう結論に基づき、われわれも前向きにこの問題の是正をは

かっていくよう努めたいと思っておりま

す。

○菅委員長 関連質疑の申し出がありますので、

この際、これを許します。砂田重民君。

○砂田委員 四十五年度のこの改正案で、府県民税、市町村民税の法人税割りの税率をそれぞれ改

正しようとしておられますね。都市財源の充実を

はかるための一つの措置として妥当な措置である

と私は思うのです。いろいろ抵抗があつたことだ

り込み得たことは自治省の御努力のたまものと、

まずひとつ敬意を表しておきます。しかし、残念

ながら、最近における都市の財政需要の増大等か

ら見て、この措置で十分とは、まことに残念です。

○菅委員 その次は、地方税負担の大額な軽減を

はかるべきではないかということでござります

が、昭和四十五年度の地方財政につきましては、

御承知のように、地方交付税を三百億円に貸し

付けることとなりましたが、このような措置をと

る地方税の余裕があるならば、住民税、事業税

等の減税をはかつて、もっと大幅な地方負担の軽

減をはかるべきであるという意見がございます。

これについてどのようにお考えになつておられま

しょうか。

○大石政府委員 貸し借りの話が出てくるので、

たいへんつらいわけでありますけれども、四十五

年度で三百億の貸しをするという事実はもう明ら

かでありますけれども、四十四年度の交付税の中

で四十五年度に繰り越す額があるわけであります。

その点で大体来年の交付税総額等においては

あまり問題ではないだろうというところから、

三百億の貸しという形をとつたわけでございま

す。お話しのとおり、貸せるくらいならと言われると、非常につらいところがあるわけであります

けれども、実質上、来年の交付税総額においては

差はないといふ観点から実はやつた行為であります。

しかし、今度の住民税の改正でも、六百億以

上の減税になるわけでありまして、地方団体の財

政にも相当影響があり得るという程度の減税をいたしたのではないかというふうに考へておられるわけ

であります。

○菅委員長 関連質疑の申し出がありますので、

この際、これを許します。砂田重民君。

○砂田委員 四十五年度のこの改正案で、府県民

税、市町村民税の法人税割りの税率をそれぞれ改

正しようとしておられますね。都市財源の充実を

はかるための一つの措置として妥当な措置である

と私は思うのです。いろいろ抵抗があつたことだ

り込み得たことは自治省の御努力のたまものと、

が、言えない。

そこで、少しこの点を自治省に伺つておきたいと思うのですが、二十六年当時のシャウブ勧告で府県税、市町村税がそれぞれ構成されて、その制度が根幹的にはそのまま今まで続いているわけですね。住民と最も密着した行政を行なう市町村税が、最も安定した収入を予測できる税制制度を持つこと、こういうふうにしたシャウブの思想といふものは、今日もなお少しも修正する必要はない、こういうふうに私は考へているのです。では、その安定している収入を予測できる、安定しているというものは、どういうことかといふと、府県税、市町村税が持つてある各税目がそれぞれ同じような伸びを示していくこと、また国税に対しても同様な伸びを見せていくことが、安定という意味の一番重要な要因でなければならないはずである。

ところが、三十年代後半の経済成長の過程で、各税の伸びはバランスを失つてしましました。経済成長と歯車がかみ合つた税目は伸びるけれども、経済成長と歯車のかみ合わない税目は伸びていかない。さらに固定資産税等は、急激な激変を避けるために負担調整を行なつてこなければならぬ。

それはそれだけの理由があったと思うんですけれども、現実問題としては、市町村税の根幹である

固定資産税が伸びてこない。府県税、市町村税のバランスはもうすっかりくずれてしまつて、昭和二十六年現在の、税体系が発足したときの府県と市町村のそれぞれの税収入額の比率が、昭和四十五年度の税収見込みに見込まれて、初めてバランスのとれた税制といふことがいえるはずなんです。実態は全く違つてきております。大都市所在府県と大都市の関係において特に顕著にこの現象があらわれてきています。ちなみに、時間がありま

せんから、私のほうから申し上げますけれども、三十九年を一〇〇として、府県は、四十三年の決算額は一九六〇%になつて、指定市は、同様に三十九年を一〇〇とすると、四十三年の決算額は一

六五%しか伸びていない。三十数%、四〇%近く

のような、あるいは四十五年ではそれ以上になつてゐるのかもしれない。これほどバランスがくずれています。一方わが国の経済成長といふものは、今後まだまだ続くことはいままで、まだ続くことはいまやだれも疑わない。政府もまたこの観点から、四十五年、五十年という新経済社会発展計画をいま作業しておられる最中です。この新しい社会経済発展計画の中では、都市の人口集中力が現在よりもまだ一五%近くも伸びるということを見込んでおられる。そこで、大都市税源の充実をはかる必要のあることは、自治省に対しては次回に説法で地方制度調査会でもいま取り組んでいる大都市問題の中でも、当然税源問題にも触れてくることになると思うのです。何らかの答申が出るであります。

そこで、自治省は、いまのバランスのくずれを是正する御決意をどういうふうに深刻に持つておられるのかといふのが一点。さらに、都市財源として流通税、消費税のより大きい導入をはかる御意図があるのかどうなのか、これをひとつ伺つておきたいと思います。

○大石政府委員 第一点は、御指摘のありました

とおりの考え方を私どももしておるわけであります。特にいま砂田委員は、府県と指定市の場合の問題をお話しになりましたけれども、私どもは、やはりこの点はもうが当然であろうといふうに私も考えておりまますし、その実現をなるべく早い

時期にやりたいという気持ちでおるわけであります。それで、何らかの税制でそういうものは埋め

ふつとしておるわけであります。しかし、原則的に

考えれば、何らかの税制でそういうものは埋め

べきことはうが當然であろうといふうに私は思つておるわけでありますけれども、指定

市の場合の問題は、いまこういう十六項目です

か、それから今度は、四十五年で法人税割りの部

分をそつくりそのまま市町村に与えるといふよう

努力もいたしましたが、指定

市にやがていたいといふ気持ちでおるわけであります。

それから第二の、流通税その他消費税的なもの

をやるという問題につきましては、いまの直接税

に対し間接税を加えるべきであろう、いわゆる

先進国はそういう傾向にあるので、いまの日本の直接税重点主義から間接税に入るべきであるといふ思想も出始めております。したがいまして、地

方税がその中でどういうところを占めるかという

問題は、慎重にもちろん検討しなければならない

ことであらうといふうに考えております。た

もあわせて考えなければならない。市町村の税目

の種類は、お話しのとおりやや彈力性に欠けてい

る税目が多いわけであります。ことに市町村の場

合は多い。それが逆にある意味では安定性といふ

問題を含んでおつたと思うのですけれども、しか

し、好景気というもの、上昇経済といふものの続

いている中でいうと、いまお話しのようなことが出てきたわけであります。ことに佐藤総理の一九

七〇年代は内政の時代だということばがあるとす

れば、内政という問題で担当しなければならない

地方自治体の第一線である市町村が、この担当者

の事項であろうといふうに考えております。

○砂田委員 政務次官よくわかつおられます

ので、市町村税制というものを強化するということ

とは、私ども、七十年代の地方行政の中では重点

の不満が出てくることは、政治全体としてもやはり考えなければならないことであるという意味

で、市町村税制というものを強化するということ

は、どうしてもいかなければならぬといつ

ふうに考えておりまして、いま税調その他にもお

はかりをしておるわけでありますし、またそこら

もそういう雰囲気で作業をしていただいておりま

すので、その結果は、当然われわれの考える方向

の答申を得ることだらうと思っております。地方

道路譲与税の指定都市への割合の基準を直すと

か、それから今度は、四十五年で法人税割りの部

分をそつくりそのまま市町村に与えるといふよう

努力もいたしましたが、指定

市の場合の問題は、いまこういう十六項目です

か、それに対する財源というのは交付税措置で

やつておるわけであります。しかし、原則的に

考えれば、何らかの税制でそういうものは埋め

べきことはうが当然であろうといふうに私は思つておるわけでありますけれども、指定

市にやがていたいといふ気持ちでおるわけであります。

それから第二の、流通税その他消費税的なもの

をやるという問題につきましては、いまの直接税

に対して間接税を加えるべきであろう、いわゆる

先進国はそういう傾向にあるので、いまの日本の直接税重点主義から間接税に入るべきであるといふ思想も出始めております。したがいまして、地

方税がその中でどういうところを占めるかといふ

問題は、慎重にもちろん検討しなければならない

ことであらうといふうに考えております。た

もあわせて考えなければならない。市町村の税目

の種類は、お話しのとおりやや彈力性に欠けてい

る税目が多いわけであります。ことに市町村の場

合は多い。それが逆にある意味では安定性といふ

問題を含んでおつたと思うのですけれども、しか

し、好景気というもの、上昇経済といふものの続

いている中でいうと、いまお話しのようなことが出てきたわけであります。ことに佐藤総理の一九

七〇年代は内政の時代だということばがあるとす

れば、内政という問題で担当しなければならない

地方自治体の第一線である市町村が、この担当者

の事項であろうといふうに考えております。

○砂田委員 政務次官よくわかつおられます

ので、市町村税制というものを強化するということ

は、どうしてもいかなければならぬといつ

ふうに考えておりまして、いま税調その他にもお

はかりをしておるわけでありますし、またそこら

もそういう雰囲気で作業をしていただいておりま

すので、その結果は、当然われわれの考える方向

の答申を得ることだらうと思っております。地方

道路譲与税の指定都市への割合の基準を直すと

か、それから今度は、四十五年で法人税割りの部

分をそつくりそのまま市町村に与えるといふよう

努力もいたしましたが、指定

市の場合の問題は、いまこういう十六項目です

か、それに対する財源というのは交付税措置で

やつておるわけであります。しかし、原則的に

考えれば、何らかの税制でそういうものは埋め

べきことはうが当然であろうといふうに私は思つておるわけでありますけれども、指定

市にやがていたいといふ気持ちでおるわけであります。

それから第二の、流通税その他消費税的なもの

をやるという問題につきましては、いまの直接税

に対して間接税を加えるべきであろう、いわゆる

先進国はそういう傾向にあるので、いまの日本の直接税重点主義から間接税に入るべきであるといふ思想も出始めております。したがいまして、地

方税がその中でどういうところを占めるかといふ

問題は、慎重にもちろん検討しなければならない

ことであらうといふうに考えております。た

もあわせて考えなければならない。市町村の税目

の種類は、お話しのとおりやや弾力性に欠けてい

る税目が多いわけであります。ことに市町村の場

合は多い。それが逆にある意味では安定性といふ

問題を含んでおつたと思うのですけれども、しか

し、好景気というもの、上昇経済といふものの続

いている中でいうと、いまお話しのようなことが出てきたわけであります。ことに佐藤総理の一九

七〇年代は内政の時代だということばがあるとす

れば、内政という問題で担当しなければならない

地方自治体の第一線である市町村が、この担当者

の事項であろうといふうに考えております。

○砂田委員 政務次官よくわかつおられます

ので、市町村税制というものを強化するということ

は、どうしてもいかなければならぬといつ

ふうに考えておりまして、いま税調その他にもお

はかりをしておるわけでありますし、またそこら

もそういう雰囲気で作業をしていただいておりま

すので、その結果は、当然われわれの考える方向

の答申を得ることだらうと思っております。地方

道路譲与税の指定都市への割合の基準を直すと

か、それから今度は、四十五年で法人税割りの部

分をそつくりそのまま市町村に与えるといふよう

努力もいたしましたが、指定

市の場合の問題は、いまこういう十六項目です

か、それに対する財源というのは交付税措置で

やつておるわけであります。しかし、原則的に

考えれば、何らかの税制でそういうものは埋め

べきことはうが当然であろうといふうに私は思つておるわけでありますけれども、指定

市にやがていたいといふ気持ちでおるわけであります。

それから第二の、流通税その他消費税的なもの

をやるという問題につきましては、いまの直接税

に対して間接税を加えるべきであろう、いわゆる

先進国はそういう傾向にあるので、いまの日本の直接税重点主義から間接税に入るべきであるといふ思想も出始めております。したがいまして、地

方税がその中でどういうところを占めるかといふ

問題は、慎重にもちろん検討しなければならない

ことであらうといふうに考えております。た

もあわせて考えなければならない。市町村の税目

の種類は、お話しのとおりやや弾力性に欠けてい

る税目が多いわけであります。ことに市町村の場

合は多い。それが逆にある意味では安定性といふ

問題を含んでおつたと思うのですけれども、しか

し、好景気というもの、上昇経済といふものの続

いている中でいうと、いまお話しのようなことが出てきたわけであります。ことに佐藤総理の一九

七〇年代は内政の時代だということばがあるとす

れば、内政という問題で担当しなければならない

地方自治体の第一線である市町村が、この担当者

の事項であろうといふうに考えております。

○砂田委員 政務次官よくわかつおられます

ので、市町村税制というものを強化するということ

は、どうしてもいかなければならぬといつ

ふうに考えておりまして、いま税調その他にもお

はかりをしておるわけでありますし、またそこら

もそういう雰囲気で作業をしていただいておりま

すので、その結果は、当然われわれの考える方向

の答申を得ることだらうと思っております。地方

道路譲与税の指定都市への割合の基準を直すと

か、それから今度は、四十五年で法人税割りの部

分をそつくりそのまま市町村に与えるといふよう

努力もいたしましたが、指定

市の場合の問題は、いまこういう十六項目です

か、それに対する財源というのは交付税措置で

やつておるわけであります。しかし、原則的に

考えれば、何らかの税制でそういうものは埋め

べきことはうが当然であろうといふうに私は思つておるわけでありますけれども、指定

市にやがていたいといふ気持ちでおるわけであります。

それから第二の、流通税その他消費税的なもの

をやるという問題につきましては、いまの直接税

に対して間接税を加えるべきであろう、いわゆる

先進国はそういう傾向にあるので、いまの日本の直接税重点主義から間接税に入るべきであるといふ思想も出始めております。したがいまして、地

方税がその中でどういうところを占めるかといふ

問題は、慎重にもちろん検討しなければならない

ことであらうといふうに考えております。た

もあわせて考えなければならない。市町村の税目

の種類は、お話しのとおりやや弾力性に欠けてい

る税目が多いわけであります。ことに市町村の場

合は多い。それが逆にある意味では安定性といふ

問題を含んでおつたと思うのですけれども、しか

し、好景気というもの、上昇経済といふものの続

いている中でいうと、いまお話しのようなことが出てきたわけであります。ことに佐藤総理の一九

七〇年代は内政の時代だということばがあるとす

れば、内政という問題で担当しなければならない

地方自治体の第一線である市町村が、この担当者

の事項であろうといふうに考えております。

○砂田委員 政務次官よくわかつおられます

ので、市町村税制というものを強化するということ

は、どうしてもいかなければならぬといつ

ふうに考えておりまして、いま税調その他にもお

はかりをしておるわけでありますし、またそこら

もそういう雰囲気で作業をしていただいておりま

すので、その結果は、当然われわれの考える方向

の答申を得ることだらうと思っております。地方

道路譲与税の指定都市への割合の基準を直すと

か、それから今度は、四十五年で法人税割りの部

分をそつくりそのまま市町村に与えるといふよう

努力もいたしましたが、指定

市の場合の問題は、いまこういう十六項目です

か、それに対する財源というのは交付税措置で

やつておるわけであります。しかし、原則的に

考えれば、何らかの税制でそういうものは埋め

るべきことはうが当然であろうといふうに私は思つておるわけでありますけれども、指定

市にやがていたいといふ気持ちでおるわけであります。

それから第二の、流通税その他消費税的なもの

をやるという問題につきましては、いまの直接税

に対して間接税を加えるべきであろう、いわゆる

先進国はそういう傾向にあるので、いまの日本の直接税重点主義から間接税に入るべきであるといふ思想も出始めております。したがいまして、地

方税がその中でどういうところを占めるかといふ

問題は、慎重にもちろん検討しなければならない

ことであらうといふうに考えております。た

もあわせて考えなければならない。市町村の税目

の種類は、お話しのとおりやや弾力性に欠けてい

る税目が多いわけであります。ことに市町村の場

合は多い。それが逆にある意味では安定性といふ

問題を含んでおつたと思うのですけれども、しか

し、好景気というもの、上昇経済といふものの続

いている中でいうと、いま

員会の附帯決議も、明年度において大都市への税源措置を具体化しろということで、四十三年のこととありますから、四十六年にこれをやりになるととしても、翌年ではなくて二、三年待つわけなんですが、税務局長のこの点についてのお考えを聞かしていただきたい。

○降矢政府委員 大都市の特別の財政需要というものを頭に置いて、それに対する税源措置をどういう方法でやるかという考え方につきましては、先ほど砂田先生もおっしゃったように、いろいろな税目があると思います。ただいまお話をありました、道府県民税の所得割りの一部を移譲するというやり方も、私は一つの方法ではなかろうかと思っています。ただ、いずれにいたしましても、どういう方法で税源措置をするかということは、結局事務の配分と、それから府県、市町村の関係から考えなければいけませんし、また、市町村税制と府県税制という問題とも関連いたしますので、いまの御示唆は、一つの示唆として今後検討させていただきたい、こう思っております。

○砂田委員 最後に、政務次官に向っておきたいと思いますが、指定都市所在の不交付団体の府県は、四十五年度において三百億近く超過財源が予測されるのですね。ところが、その府県にあると

ころのその指定市というものは、年々交付税ばかりが伸びている。税収は一向伸びていかない。これが常態とは私は絶対に言えないと思うのです。府県行政と市行政の住民へのサービスは大きさ格差が出てきてしまう。きわめて好ましくない市民感情が、国も含めて、政治全体への非常に好ましくない市民感情が生まれかけているのが、大都市出身者の私としても、選挙区に帰ればよくわかることがあります。これが現況でございます。

自治省は、四十五年度予算編成のときに、地下鉄建設の新しい補助の仕組みについて、大蔵省を説得をされました。みごと説得をされたわけでござりますけれども、そのときに、大都市市民の足を確保する問題は、従来のように、地方問題といふ考え方には、社会の変化によつてもう時代おくれ

で間違っているのだ、いまや大都市市民は日本全體の世論構成のリーダーになつたのだから、この大都市市民の足を確保する問題は、地方問題ではなくて、まさに国の問題だといって、自治省は大蔵省を説得されたわけです。かくして國も大幅な責任分担を伴う新しい地下鉄の建設方式というものが確立したわけですね。

大都市市民への指定都市による行政サービスの水準がなかなか高まってこないこの現状からして、税制の問題もまさに地方問題ではなくて、國の問題、こういふうに自治省もこれはお考えになつてしていることだと思います。この税制のいま

のアンバランス、これをどうしても正をなさらなければ、バランスのとれた税制の調整ができる

りますが、この減税額は、昨年度の減税額が七百億円余りであつたことを考えますと、低過ぎると思われるのであります。いかがお考へでございましょうか。また、この減税額は、個人の住民税の減税は六百五十四億円となつてお

りますが、この減税額は、昨年度の減税額が七百

億円余りであつたことを考えますと、低過ぎると

思われるのですが、いかがお考へでございま

りますが、この減税額は、個人の住民税の減税額が七百五十四億円となつてお

りますが、この減税額は、個人の住民税の減税額が七百

億円余りであつたことを考えますと、低過ぎると

思われるのですが、いかがお考へでございま

りますが、この減税額は、個人の住民税の減税額が七百

か。そこらはまだ慎重に検討しなければなりませんし、おそらく国との関係という問題でやらなければならない点がある。それを単に税制だけで一體処理し得るのかどうか。そこらも含めて急速に検討をいたさせていただきたいと考えておるわけあります。

○豊委員 個人の住民税につきまして、五つばかり申しあげたいと思いますが、一つは、減税額の規模でございまして、その自然増収額に比較して、税制の問題もまさに地方問題ではなくて、國の問題だといつて、自治省は大蔵省を説得されたわけです。かくして國も大幅な責任分担を伴う新しい地下鉄の建設方式というものが確立したわけですね。

大都市市民への指定都市による行政サービスの水準がなかなか高まってこないこの現状からして、税制の問題もまさに地方問題ではなくて、國の問題だといつて、自治省は大蔵省を説得されたわけです。かくして國も大幅な

責任分担を伴う新しい地下鉄の建設方式というものが確立したわけですね。

そこで、自治省は、勇気をもってこの問題と取扱い組んでもらいたいのですけれども、政務次官の御見解をひとつ伺つて、私の質問を終わりたいと

思います。

○大石政府委員 常識的にいった場合に、大都市は不交付団体だらうといふ想像をすることも、お

そなえますけれども、税制上の、いまの市町村と府県間における課税最低限の引き上げはありますか。それが引けたと、それが引き上げる方向に行かなければなりませんか。

○降矢政府委員 四十五年度の住民税の減税は、五百四十億円でございましたとおりでございま

す。

○豊委員 次は、課税最低限についてでございま

す。

○降矢政府委員 今回、先ほど申し上げましたとおり、住民税の減税額は六百五十四億円でございま

す。

○豊委員 次は、課税最低限についてでございま

す。

○降矢政府委員 今後も引き上げるために所得控除の改

正が三年間引き続き行われることになりましたが、所得税については、今年度の課税最低限は

九千円余りに引き上げられることになつておりますが、どのようにお考へでございま

す。

○豊委員 住民税の課税最低限は、御承知のように、七十二万

円に引き上げられることになつておりますが、住民税の課税最低限は、御承知のように、七十二万

は、給与所得控除の引き上げ分がございまして、それが百六十七億あります。それから基礎控除その他の諸控除の引き上げによる分が三百九十二億と推定されます。したがって、合計で五百五十九億円、住民税の減税額六百五十四億円の八五%くらいと推定されます。

○豊委員 その次は、税率の緩和についてでございますが、昭和四十五年度の所得税の減税では、昨年度に引き続いて税率は緩和されております。このような所得税の改正に関連いたしまして、住民税についても、税率の緩和をはかることが必要であると思いますが、そのような考え方ではないでしょうか。また住民税の税率のあり方についてどのように考えておられますか、お伺いいたします。

○降矢政府委員 住民税の税率のあり方につきましては、税制調査会でしばしば議論になりますが、住民税の性格にかんがみて累進税率の累進度をある程度緩和するという意見が、従来とも答申として出されています。ただ、いま御質問のような反面、ある程度累進度を高めるべきであるという意見もないわけではございませんけれども、住民税の性格からいえば、累進構造を高めるということは、国の所得税において所得再分配的な機能を持つよくなしかけでやつていただくほうが適当じやなからうか、こう考えております。ただ、住民税につきましては、累進度をある程度緩和するといったしましても、さしあたってわれわれとしては、なお諸控除の引き上げあるいは課税最低限の引き上げといふものが現状においては急務ではなかろうか、こういうふうに考えておりますが、今回の個人の住民税の減税については、課税最低限の引き上げを中心の問題を考えていくべきではなかろうか、こういうふうに考えております。

○豊委員 その次は、市町村財政に対する施策であります。今回の個人の住民税の減税については、課税最低限の引き上げによってその減税額が

六百五十億にのぼりますことは、先ほどお話をあつたとおりであります。その減収が市町村の財政に及ぼす影響はかなり大きなものと考えられます。また課税最低限の引き上げの幅は、給与所得者の標準世帯で、先ほどもお話をましたが、十万余三百円となつておりますが、過疎地帯の市町村では、この減税によって納税義務者が減少するところが相当出てくることと思われます。住民税の負担分任の性格にかんがみまして、このような状態にはどのように対処なさいますか。さらに、課税最低限を今後も相当大幅に引き上げるとすれば、財政が貧弱になつてくる市町村に対しては、何らかの財源補てんの方策を考えなければならぬと思ひます。

○降矢政府委員 住民税の税率のあり方につきましては、税制調査会でしばしば議論になりますが、住民税について、市町村の間ににおける規模、人口その他の相違により、また同時に、住民の所得のバランスのばらつきがございますので、いよいよ御質問のように、住民税の立場から考えますと、やはり納税義務者の減少という問題、特に町村におけるその問題が深刻でございます。同時にまた、財政的に見ましても、御指摘のようないかがれますが、どのようにお考えございましょうか。

○大石政府委員 全然それができないという制度は、私はどうかと思うのです。市町村がその市町村の固有の事務に応じてやりたいということでのきる道が全然あさがれているというふうに考えることは、少し固定過ぎてゐるではないだらうかといふように考えておきます。ただ、一度收入にならぬこと、その原因が薄くなつても、そのままマンネリズムになつていくという点は、指導的に気をつけなければならぬことだらうと思います。しかし、超過負担ができる制度を廃止してしまうといふところまでいくのは、多少行き過ぎではないだらうかといふふうに考えます。

○降矢政府委員 超過課税の解消の問題につきましても、さしあたってわれわれとしては、なおこれが御案内のとおり二〇%を割りまして、過疎地帯に行けば一〇%前後になつておるところもあるわけでござります。そういうことを勘案しながら、住民税の課税最低限を中心とした減税といふかしい問題があるかと存じます。以前におきましたけれども、この際、特別の財源補てん措置を講ずるかどうかということにつきましては、かなりむづかしい問題があるかと存じます。

○豊委員 その次は、市町村財政に対する施策であります。今回の個人の住民税の減税については、課税最低限の引き上げによってその減税額が

らうということは前提としております。ただ、いま政務次官がお答え申し上げましたように、零細な個人事業者の負担軽減ということにつきましては、今後もその方向で検討していくべきもの、こういうふうに考えております。

○豊委員 次は、固定資産税につきまして二つばかりお伺いしたいと思います。

市町村の毎年度の歳入の中では、市町村の税收入の占める割合は逐年低下しつつあります。その低下の要因の一つは、土地に対する固定資産税の伸び率が低いからだといわれております。したがって、土地に対する固定資産税について、土地価格の上昇を見合った税負担を求め、その充実をはかることが必要であると考えられます。どのように見込まれておりますか。また、今回の評価がえにあたって、これまでの調整措置を継続して実施することとなりましたが、土地に対する固定資産税の負担の基本的なあり方について、どのようにお考えでいらっしゃいましょうか。

○降矢政府委員 今回一月一日現在で評価がえをいたしました。その評価の倍率は昭和三十九年つ

まり四十四年度の評価に対しまして、田は一・〇七倍、畠は一・〇六倍、宅地は一・三三倍及び山林が一・二八倍、こうしたことになる見込みでござります。固定資産税、特に土地に対する固定資産税の負担の求め方でございますが、これは法律によりましても、適正な時価を課税標準としてやでございます。したがって、一筆にこれを評価額

ただ前回、三十九年に評価がえをいたしまして、

当時宅地でありますと六・三三倍にのぼったわけ

でござります。

そのものを課税標準にして負担を求めるというこ

とは適当じゃないということで、負担の激変緩和措置というものを今日まで続けてまいりました。

今回評価がえをいたしますにつきましても、宅地

は二・三三倍ということに相なりましたので、や

りわわれとしては負担調整措置というものを

現行のベースを基本にして続けることが、税負担

の激変を緩和する意味において最も適当であろ

う、こういう結論に達したわけでございます。し

かしながら、土地によりましては、非常な上がり

方をしております。土地の値上がりは需要と供給

の関係もございましょうが、その前提として、土地

を中心にしていろいろな施策がそれに反映すると

いうことは避けがたいわけでございます。そ

う施策は主として地方団体の手によって行なわれ

ております。したがって、そういう非常な値上がり

の激しいところにつきましては、ある程度負担

の激変を緩和しつつ均衡を求めていくべきであろ

う、こういう前提に立ちまして、今回、前回の三

十八年の評価に対しまして二十五倍以上の土地に

つきましては、毎年四割増しという負担を求めて

いくというふうにいたしまして、新たにその分だ

け前回の調整措置に加えて漸次均衡化をはかつて

いく、こういう考え方で、今回立案いたしました

でございます。

○豊委員 その次は、土地に対する固定資産税に

ついて、新しい評価額を基礎にして課税をするこ

とにいたしまして、税負担について税率の引き

下げ、さらに一般的個人の住宅地等に対して基礎

控除、住宅地控除などの制度を創設して、調整措

置をとるという考え方がありますが、これについ

てはどのようにお考えになつていらっしゃいま

しょうか。

○降矢政府委員 その次は、土地に対する固定資産税に

ついて、評価額をいたしました。それが三十九年

つまり現在は、四十四年の評価額に対しまして平

均一・三三倍でございます。しかしながら、それ

は平均でありますと五倍、十

倍、こうしたことになりますと、これ

は非常にばらつきを示しております。したがつ

て、今回新評価額を基礎にして税率のみによつ

て、税率を引き下げて調整するということになり

ます。それでも、結局四十四年の税負担との対比におき

ましては、非常な激変を生ずることになるわけ

は、実際問題としてもほとんど困難、不可能に近

いといつてもいいくらいでございます。そういう

意味におきまして、税の面からも、運用の面から

も、実際の面からも、そのことは困難である、こ

ういうふうに考えて、次第でございます。

○豊委員 その次は、市街化区域内の農地のこと

でございますけれども、土地に対する固定資産税

に付いては、土地政策の観点から、税負担を多く

お考へもあるわけでございますが、この点につ

きましては、先回もいろいろ当委員会でも御議論

になりましたようでありまして、たとえば一定の面積

に相当する金額というものを控除するといつしま

して、そういたしますと、単位当たりの評価額

の非常に高いところについては大きな金額が控除

されるし、単位当たりの低い評価額のところでは

わずかしか控除されないというような問題も出で

くるわけでございます。また、かたがた税の性質

からいたしまして、資産価値に着目して低い比率

税率で求めていくという考え方からいたしまし

て、またこの税は、御案内のとおりに、同一人に

全部総合して課税するわけではございませんで、

市町村ごとにそれぞれ所在する地域を単位として

課税するというような性格でもございますので、

したがつて、そういう面からも、一定の控除を考え

るということもかなり困難でございます。また実

際問題といったしまして、いわゆる併用住宅の問題

とかあるいは一筆の土地に一一固定資産税は、土

地は一筆ごとに評価いたしますが、一筆の土地に

数戸の家屋が所在しておるとか、あるいはいわゆ

るアパートというようなものになりますと、これ

をどういうふうに取り扱うかということは、課税

の実際の面から非常にむずかしい問題がございま

す。御案内とのおり、現在土地及び家屋につきま

しては、それぞれ不動産登記簿における土地台

帳、家屋台帳を基準にしてやっておりますが、そ

の間に何ら連絡がないわけでございまして、土地

は土地、家屋は家屋ということになつておきまし

て、しかも一人分としてとらえてやるということ

この都市化条件が整備されているという、その条

として評価がえをいたしました。それが三十九年つまり四十四年度の評価に対しまして、田は一・〇七倍、畠は一・〇六倍、宅地は一・三三倍及び山林が一・二八倍、こうしたことになる見込みでござります。固定資産税、特に土地に対する固定資産税の負担の求め方でございますが、これは法律によりましても、適正な時価を課税標準としてやでございます。したがって、一筆にこれを評価額

ただ前回、三十九年に評価がえをいたしまして、

当時宅地でありますと六・三三倍にのぼったわけ

でござります。

そのものを課税標準にして負担を求めるというこ

とは適当じゃないということで、負担の激変緩和措

置というものを今日まで続けてまいりました。

今回評価がえをいたしますにつきましても、宅地

は二・三三倍ということに相なりましたので、や

りわわれとしては負担調整措置というものを

基礎にして税率のみによつて、税率を引き下げて

調整するということになりますと、これ

は非常にばらつきを示しております。したがつ

て、今回新評価額を基礎にして税率のみによつ

て、税率を引き下げて調整するということになり

ます。それでも、結局四十四年の税負担との対比におき

ましては、非常な激変を生ずることになるわけ

は、実際問題としてもほとんど困難、不可能に近

いといつてもいいくらいでございます。そういう

意味におきまして、税の面からも、運用の面から

も、実際の面からも、そのことは困難である、こ

ういうふうに考えて、次第でございます。

○豊委員 その次は、市街化区域内の農地のこと

でございますけれども、土地に対する固定資産税

に付いては、土地政策の観点から、税負担を多く

お考へもあるわけでございますが、この点につ

きましては、先回もいろいろ当委員会でも御議論

になりましたようでありまして、たとえば一定の面積

に相当する金額とあるものを控除するといつしま

して、そういたしますと、単位当たりの評価額

の非常に高いところについては大きな金額が控除

されるし、単位当たりの低い評価額のところでは

わずかしか控除されないというような問題も出で

くるわけでございます。また、かたがた税の性質

からいたしまして、資産価値に着目して低い比率

税率で求めていくという考え方からいたしまし

て、またこの税は、御案内のとおりに、同一人に

全部総合して課税するわけではございませんで、

市町村ごとにそれぞれ所在する地域を単位として

課税するというような性格でもございますので、

したがつて、そういう面からも、一定の控除を考え

るということもかなり困難でございます。また実

際問題といったしまして、いわゆる併用住宅の問題

とかあるいは一筆の土地に一一固定資産税は、土

地は一筆ごとに評価いたしますが、一筆の土地に

数戸の家屋が所在しておるとか、あるいはいわゆ

るアパートというようなものになりますと、これ

をどういうふうに取り扱うかということは、課税

の実際の面から非常にむずかしい問題がございま

す。御案内とのおり、現在土地及び家屋につきま

しては、それぞれ不動産登記簿における土地台

帳、家屋台帳を基準にしてやっておりますが、そ

の間に何ら連絡がないわけでございまして、土地

は土地、家屋は家屋ということになつておきまし

て、しかも一人分としてとらえてやるということ

この都市化条件が整備されているという、その条

件をどういうふうに客観的につかみ得るのだろうか。これも、都市化区域というものに対する市町村の、いわゆる線引きの思想も統一していないと思う。あるところでは非常に限定しようと思うし、ある地域では都市化区域になれば高く売れるという気持ちもあって、土地所有者がここまで都市化区域にしこうという気持ちもあって、それに多少感じた考え方もあるでしょうし、しかし、都市化区域にすれば、自治体のほうはそういうところにいろいろ整備をするという義務も出てくるという点から、あまり都市化区域を広げたくない、しかも十年のうちにということはあるわけで、そこにいわゆる新都市計画の実施について、自治体の思想についても必ずしも統一されていない。しかも条件が整備された区域という表現、これは確かに表現としてはあり得ると思うのですが、それを実行面でどういうふうにとらえるか、その条件の思想については客観的にどれだというようなことで、いま模索をしているというところが実態ではないかと思うのです。しかし、この御意見は四、五年前よりかなり動いてきております。農地であればどんなものであっても農地並みだという単純な割り切り方では、土地政策の上からもそのまま通用しないのではないか。しかし、私どもは、この地方税の固定資産税の取り方だけで土地政策を切り開こうということは行き過ぎであろう。ほかの前提条件もそろつて、そして税制もそれに身を寄せさせることにいたえられないということで売り出させるといふうに、地方税制を牽引車にしていくといふことまでしなくていいのじやないかという考え方あります。

てない。都市計画事業の財源の中における都市計画税の構成比率が低下しておりますが、このようないまの実態にかんがみまして、都市計画税の充実をはかるべきだと思いますが、どのようにお考えでございましょうか。

○降矢政府委員 ただいまお話をございましたように、都市計画事業による財政需要の増大というものは、かなり著しいものがあるわけでございます。これに対しまして、特定財源としての都市計画税の充当率といふものは、三十三年に三割二分でありましたが、漸次低下してまいりまして、最近では一二、三〇%ということになつております。これは都市を中心とした都市計画事業の遂行といふ面から見れば、必ずしも適当ではなかろう、もう少し負担を求めてもいいのじやないかといふふうに考えております。

そこで、今回の改正におきましても、四十四年度の評価額に対する倍率、二倍、それから二倍から四倍、四倍以上という区分に応じましてある程度負担を求めつつ、しかし、いきなり評価額そのものを課税標準にするということは激変を伴いますので、それをある程度ゆるめながら都市計画税の負担を求めていくことにして、一年間で負担調整措置をやりまして、三年度目には評価額によつて課税をするということによりまして、この都市計画税の充実をはかるというふうに考えております。あわせてこれは、主として御案内のとおり、都市財源の充実にも資する、こういうふうに考えております。

○豊委員 その次は、この前の当地方行政委員会で附帯決議がありました電気ガス税、料飲税、自動車取得税についてであります。それぞれの免税点を引き上げるという決議に対しましては、電気ガス税について本年度廃止されましたが、あとの二つについては御処置がなかつたようあります。これほどのような理由によるものでございましょうか。それから、電気ガス税につきましては、生活必需品に対する課税であり、消費者物価です。対策の上からも税率の引き下げを考えるべきでは

○大石政府委員 附帯決議をそのまま実行しないといふことで、申しわけないようにも思ひます。しかし去年の十月から施行になつたわけでありまして、まだ五ヵ月というところでございますので、この時点できさらに改正するということはどうかという考え方で、このたびは改正を見送りました。しかし、このままでも今後もいくといふうに固定的に考へておるわけではありませんので、適當な機会に是正をいたしたいと思っております。

それから、自動車取徴税のほうの免税点の問題点であります。数字は必要ならまた局長からお示しいたしますが、あの免税点のところをまた上げるようになりますと、いまでも九〇%くらいになりますので、ほとんどもう小さいものはかかるなくなつてしまふ。相場は下がつているという現象もありまして、今度は見送りをいたした次第でございます。

なお、電気ガスの税率につきましては、局長からお話をいたしました。

○降矢政府委員 電気ガス税につきましては、いよいよ話がありましたような考え方があるわけですが、われわれといましましては、電気の消費とそれに伴う担税力の関係と、いうものを勘案いたしまして、電気ガス税の課税を考えておるわけでございます。ただ、毎年消費も伸びてまいります。したがいまして、そういうことから零細負担を排除するということをまず考えておるわけでございます。それから同時に、電気ガス税の税率の引き下げは、個々の市町村にとりましては相当な影響がありまして、一%引き下げて全体で約百三十億と想定されますが、こういう財源の問題もあります。したがつて、今回の電気ガス税の免税点の引き上げで、免税世帯といふものにつきまして、電気では約一七%，四百七十万世帯くらいが免税になります。またガスにつきましては、五百八十万世帯、約六二%程度免税になるわけでござ

○豊委員 最後に、新道路整備五ヵ年計画に伴う特定財源のことのございます。新道路整備五ヵ年計画が先般閣議了解が得られましたが、その計画の実施のための地方単独事業費の規模は著しく増大しております。この新しい五ヵ年計画のもとでは、地方道路の事業費の中の特定財源の国と地方との割合はどのようになる見込みでございましょうか。現在地方の特定財源の比率は、国に比較して相当低いようでございますが、それを充実する必要があると思います。特に市町村道の整備を促進するため、市町村の道路目的財源をふやすべきであると考えておりますが、どのようにお考えでございましょうか。

○降矢政府委員 今回新道路整備五ヵ年計画というものが閣議決定を見たわけでございますが、地方の事業費の総額は四兆一千三十億、前回の五ヵ年計画の約一・九倍になつております。現在のままでの特定財源で計算いたしますと、その事業費に対する割合はどのようになる見込みでございましょうか。現在地方の特定財源の比率は、国に比較して相当低いようでございますが、それを充実する必要があります。特に市町村道の整備を促進するため、市町村の道路目的財源をふやすべきであると考えておりますが、どのようにお考えでございましょうか。

○降矢政府委員 今までありました五ヵ年計画にあります特定期間の比率は六一・三%でありますので、いまお話をありましたようにかなり低下することになります。私たちはいまお話をありましたような地方の道路、特に市町村道を中心とした整備を緊急に行なわなければならぬという気持ちは変わりはございません。したがつて、この新道路整備五ヵ年計画の財源をどうするかという問題につきましては、おそらくごとし一ぱいかかるだらうとは思いますが、その際は、特に市町村道の目的税源の充実ということを頭に置きまして、この財源の確保に努力をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○豊委員 質問を終わります。

○菅委員長 山本弥之助君。

○山本(弥)委員 地方税制の改正につきましては、地方住民の負担の軽減という問題と、もう一つは、税源の充実ということがいつも問題になるわけであります。が、先ほど来お話をございましたように、本委員会におきましては、五十八国会におきましても、先般の六十一国会におきましては、も、地方税源の充実ということにつきましては、

自治省で早期に解決をつけるということについての要請をしておるわけであります。五十八国会におきましては、最も困つております大都市税源の確保ということを強く要請したわけであります。

本四十四年度におきましては、大都市税源としてはほとんど改訂の改正に相なつたといふうには考えられないわけでございます。道路譲与税も多少傾斜配分をいたしました。あるいは、これは大都市税源としての関係ございませんけれども、宅地開発、これはおそらく大都市周辺都市の緊急的な税として新しく創設されたといふうに考えるわけです。したがつて、昨年六十一国会におきましても、從来から私どもの主張しておりました国、都道府県、市町村を通ずる税制のあり方にについての根本的な再検討をして、それに関連をいたしまして大都市が、先ほども大都市からの陳情もございましたように、交付団体になり、さらに今後の行政需要を処理してまいります上にも非常に財源が欠乏しておる。そういう情勢にかんがみまして、その税源の充実について昭和四十五年度は配慮すべきであるといふうな感じがするわけであります。

昨年野田前自治大臣は、これらのことにつきましては相当熱意を持って対処されるといふうな本委員会におきます答弁がなされておるわけであります。そのことは大石政務次官もお聞きになつておられるところである。大臣はお見えになつておらぬわけでありますが、新しい大臣の意図も十

分そんたくをしておられると思ひます政務次官が

ら、本年度の地方税法改正と、昨年あるいは一昨

年の中本委員会における要望、決議との関連等に

連いたしまして、御所見を承りたいと思います。

○大石政府委員 画期的な税源充実ということが

いわれているわけでありますけれども、お説の考

え方に対する私どもがそれまでこたえ得たか

どうかということになりますれば、まだそこまで

こたえ切つてない。しかし、今年度は例の法人

税割りのはね返りを全部市町村に移そう。これは

いま法人税の上げ方が一・七五でしたか、これは

暫定措置でありますけれども、國税としての法人

税の問題は、暫定措置ではあるけれども、地方税

法における県と市町村の割り前のやり方は、この

暫定の二年間でなしに、恒久法として市町村にや

ろうということで、初年度八十何億くらいだらう

と思いますが、平年度百四十四億くらいになるう

かと思います。この部分についてもう少しほしき

りするといふことが問題かと思うのでありますけ

れども、國税のほうとの関係において今後も検討

を続けたいと思っております。

また同時に、先ほどから御要望等もありました

大都市税制の問題といふものにつきましては、私

ども今度も実は検討したわけでありますけれども、一挙

に二つの問題を解決するといふところまでいかな

かったことはたいへん残念であります。この問題は、先ほどお答えしましたとおり、今後ほんと

しかも、基本的に考えますと、今日、國の財政の便直化といふことがいわれてきて以来、いかにも地方財政が好転しておるという、たとえば財政計画を見ますと、四〇%が税の収入になり二〇%が交付金。そうなりますと、ほとんど六〇%は各団体がいわゆる交付税を含めまして自主財源でまかなつて、この際苦しいのは国庫だ、地方財政は苦しむことのないのだというような印象が、各方面に行き渡りつつあるような感じが私はするわけであります。それらを強く國庫財政当局からの宣伝によりましたように、前向きに検討すべきことであろうという決意を持つておるわけであります。

したがつて、地方自治体にとりましての二つの大きな柱でありますところの自主財源と交付税につきまして、まず、本来地方公共団体の財源である交付税に対しまして、國が交付税の税率の引き下げ、あるいは今まで過去三年間とられておりますような貸し借りの問題といふようなことによりまして、いわゆる交付税を國が吸い上げるという傾向が強い。すでに御質問をしたのであります

が、いわば本来地方公共団体の立場に立つての交付税という考え方があるのか、國の財政の都合といふ

國庫財政の立場によって交付税を考えていくといふうな傾向になつておると思うのです。

また一方、地方税につきましては、本年度の予算編成過程においてどういったことになつたのかわかりませんが、たとえば減税、ことにサラリーマン減税ということ。これは重税感を持つておりますが、非常に変わっておる。本来私どもの過去の考え方からいいますと、府県は交付税で調整をとら、市町村は、ことに大都市をはじめといつても、都市は自主財源でその行政需要をまかなつて、都市は自ら財源でその行政需要をまかなつていくという体制であったのが、社会、経済の激動といいますか、そういう関係で非常に変わってきておるにもかかわらず、その対応性をなくしてきておるということが、今日、地方税、あるいは地方税の府県、市町村の関連におきましても非常に大きな矛盾を持っておる。それをその年そろうということで、初年度八十何億くらいだらう

と思いますが、平年度百四十四億くらいになるう

かと思います。この部分についてもう少しほしき

りするといふことが問題かと思うのでありますけ

れども、國税のほうとの関係において今後も検討

を続けたいと思っております。

また同時に、先ほどから御要望等もありました

大都市税制の問題といふものにつきましては、私

ども今度も実は検討したわけでありますけれども、一挙

に二つの問題を解決するといふところまでいかな

かったことはたいへん残念であります。この問題は、先ほどお答えしましたとおり、今後ほんと

しかも、基本的に考えますと、今日、國の財政の便直化といふことがいわれてきて以来、いかにも地方財政が好転しておるという、たとえば財政計画を見ますと、四〇%が税の収入になり二〇%が交付金。そうなりますと、ほとんど六〇%は各団体がいわゆる交付税を含めまして自主財源でまかなつて、この際苦しいのは国庫だ、地方財政は苦しむことのないのだというような印象が、各方面に行き渡りつつあるような感じが私はするわけであります。

て御批判もあるわけでありますけれども、私は政務次官になつてみての感触で言いますれば、自治省が地方税源の増強というものに対しても熱意が足りないといいますか、そういう感じがあるんではないかという御批评に對しては、私はそうではない、非常に熱意を持ってこの問題の処理に当たつているということを申し上げていいと思うのですが、ただ問題は、予算編成という過程を考えますときに、いわゆる財務当局である大蔵省というのではなく、自分たちと同じところにある各省、建設省なりその他各省の要求と、いうものをまともにかぶるところにあるわけです。片方地方団体という四十六都道府県三千市町村という問題をかかえていたるということになる。しかもダイレクトに各省の自治省というものがいるわけなんであります。この場合に、各省のほうは一應その全体的な事業計画なり予算計画というものを持ってこれに当たるということになる。しかも大蔵財務当局といふものが数が多い各省のバランスにおいて自治省のところにぶつかってくるので、そういう形になります。しかし、御指摘はありますけれども、私もども自治省の当事者としては非常によくがんばって、地方自治体の財政力というものを維持健全化するということに努力をしているということは、お認めを願いたいと思うわけであります。

けれども、しかし、全体の社会的な動きといたるものは、今後の問題といふのは、地方自治体の行政行為といふものが非常に大事だ。国の政策それ自体も大事であるけれども、地方、第一線の自治体である市町村といふものが、どれだけ市民なりの要求に応じて自分を対応し得るかどうかといふところに、政治、行政の基底もあるのだという理解。そういう深まり、それは結局は全体の大衆の理解ということだらう。世論の理解、そういうものの上に自治省の主張、從来から考へているものをおもつと強烈にしつかりしていかなければならぬ、またそれがわれわれの任務であろうというふうに考へておきましょうか。

○山本(弥)委員 税務局長にお聞きいたしますが、法人税と法人住民税と法人事業税がございますが、今年の四十五年の予算及び地方財政計画をベースにいたしますと、国は六七%、それから府県が二六・七%、市町村が六・三%、こういうことになっております。なお、地方交付税まで入れますと、つまり交付税の法人分を入れた比率で申し上げますと、四十五年度国は四五・六%、府県は三八・九%、市町村は一五・五%でございます。

○山本(弥)委員 いまの法人課税の配分からいいますと、市町村の配分はわざかに六%にすぎないわけなんですが、その六%の地域別配分といいますか、何大都市になりますか、大都市にはどのくらいの配分になるか、あるいはその他の都市あるいは市町村であります。

○降矢政府委員 これは、四十三年の決算がござりますので、四十三年の割合で申し上げますと、いわゆる六大都市で一一・一%でござります。それから特別区の分が、都とつておりますが、その分が二二・六%、残りが都市と町村でございま

○山本(弥)委員 ただいまの経済の上昇に伴いまして財源を確保するという場合に、御答弁のごとくいましたように、法人課税の配分というのは、市町村にきわめて悪い。税の根本的な改正が行なわれないといったとしても、今回の法人税の5%を暫定的に二年間引き上げたという問題、これはサリーマンの減税に伴う国の税収の減をある程度まで法人税の臨時の増税によつてカバーするという、いわば予算のつじつまを合わせるという面からもあつたと思うのであります。もう一つは、今日の景気の過熱に対しましてある程度まで、それだけの役割りを果たすかどうかということは、応おくといつましても、ある程度まで不況のときに引き下がった法人の税率を好況の際には引き上げるという考え方方に立つたと思うであります。そういたしますと、いろいろ大蔵省の折衝におきまして、いわば景気調整機能といいますか、フィスカルボリューム等につきましても、すでに四十三年度におきましてそれらの話し合いといふものは解決がついておると思つておつたのが、四十四年で蒸し返される。さらに地方制度調査会と大蔵省系統の財政審議会ですかとの間におきまして、やはりこの景気調整問題というのが蒸し返されるといふ。大蔵政務次官は地方制度調査会の委員でありますから、大蔵省の意見を代弁するような、いわば景気調整に協力をしなければならない、してもらわなければならぬのだというような意見を述べておる。そういうふうに、解決をしないままに景気調整問題等も大蔵省のほうから要請があるとするならば、いま最も困っております大都市の財源あるいはその他の中都市法人税の関係、法人割りの関係は、ほとんど町村の方面には問題にならない、どういう率の変更をいたしましても、たいして影響はないわけであります。大都市及び中都市に大きく財源としては影響するものだと存じておるわけであります。しかも六名に押えられてゐる。正面切つての国と地方との協力という体制からいいますなら、いわば配分関係において六名にすぎない。しかもそれが大都市、中都市に税

漏として、半分じゃないで、おそらく七、八分はそれらの都市に集中しておるのじゃないかと思うのです。それらの率をいじるということによりましても、いわゆる今日困つておる——本日陳情書をいたしましたような四カ年間に一兆九千億というような投資必要額があるが、財源不足が四千四百億というような陳情がなされておるわけあります。早急に解決しなければならぬ。しかもこれらの都市に交付税で配分するということになりますと、どういう税制改正をいたしましても、本来自主財源というものを十分確保できない町村をカバーしなければならない交付税が、大都市に配分されている。そういうことから考えましても、なぜ自治省は、四十三年五十八国会、あるいは六十一国会における委員会の決議を尊重せられまして、今回の改正におきましてそういう主張を強力になさらないのか。しかもその法人税の増徴に関連する法人割りの問題につきましても、府県と市町村の間で調整せざるを得ない。一四・七では、それらを動かさぬで府県と町村との間で調整して、比較的困つておる市町村に配分するといふことしかなし得ない。いわば早晚国と地方公共団体との間に税源の配分をしなければならないその前提に立つておる今日、そういった主張すらもなし得なかつたのか、あるいはせられなかつたのか、あるいは折衝したけれども実現しなかつたのか。私どもいたしましては、どうしてもそういう強力な推進を、むしろ自治省側から、大都市のために今日法人負担を少しもやしても一向差つかえないので、という主張をなさらなかつたのかと思うのであります。大石政務次官はそういう折衝をしていただけなかつたのですか。

いまして、姿勢としては、いま御指摘のような考え方でこの問題に対処したわけでございます。しかし、その後の経過におきまして、國のほうに置いて法人税率の引き上げという問題が提起されました際にも、なおわれわれとしては、さらに地方団体の法人税割りの增收というものをあわせて主張したわけでございます。しかしながら、結果をいたしましては、いま御提案になつておるようなかつこうになつたわけでございます。ただこの際、府県、市町村との間だけで全体の一四・七%を動かさずにやりとりをやつたということにつきましては、御案内のように、府県におきまして現在四団体を除いてすべて交付税の交付団体でござります。したがいまして、現在の状況では、増加を止めることは、そういうことがない事態において特にときの財源を使ってこれをやるということがあつたと申しますが、その間事務の移動等がありますれば、もちろん考えられるわけでございますけれども、そういうことがない事態において特に税源の充実を考えるとすれば、いま申し上げたような方法でやらざるを得ない、こういう結論であります。したがいまして、このときの財源を使つてこれをやるということが一いつ切でござります。したがいまして、この姿勢としては、絶えず御主張のような考え方でまいりましたが、結論として必ずしも十分でないとあつたわけでござります。したがいまして、この御批判はあるうかと思いますが、政務次官のお答えのよう、法人のほうは少なくとも二年間の暫定措置でござります。私たちのほうは暫定措置でございませんで、恒久措置としてやつたわけでございまして、その点が多少われわれの姿勢として貫いたところであろう、こう思つております。

藏大臣に会いましたして、交付税の問題をはじめとして、その他の陳情をいたしたときに、年度間調整というものが解決つかないので、ある程度まで国の財源確保に協力をしてもらうために、国補の負担割合を交付税で補てんすることによつて府県で持つてもらおうというようなことは、府県もマイナスにならないのだ、なおかつある程度まで法人税割りの地方公共団体へのはね返り等もわれわれ考慮しているのだという内輪話を聞かされたわけであります。いわば常に地方税が不合理なまま据え置かれており、事務の再配分ということを基本にして、そして税源配分をやらなければどうにもならなくなつておるというときに、いわば国の税率を上げたのは暫定的である、地方税については恒久的な税制改正をしたのだということにつきましては、全く不満なわけであります。強く将来に問題がこれも残ると思うのですが、なぜ四十五年度の予算に、将来に備えてこういう法人税割りはある程度まで市町村のほうの税率を高める、あるいは法人課税を市町村に配分するといふ系口といいますか、今後のきづかけといふのを四十五年度予算では、地方税を改正する際に確保できなかつたか、これが私は必要でなかつたかと思うのであります。その点、政務次官どうお考えになりますか。

それから、法人税割りそれ 자체の合算した比率につきましても、私どもとしては、これを上げてもらおうという考え方で、税調に出了したわけでありますけれども、まだ税調もそのところまでの機運醸成なしで実は見送られた。それは不當であるという考え方で見送られてはおりませんので、統けてこの問題の実現に努力を続ける、こう考えております。

○山本(弥)委員 私、この四十五年の地方税改正につきまして、いまのいわゆる企業課税についての市町村の配分について、自治省はなぜ御努力なさらなかつたのかということを強く責めますることは、第六十一国会の決議につきましても、「国、都道府県、市町村を通じる税制の在り方について根本的に再検討を加えるとともに、都市とくに大都市」こういうふうな五十八回と同じような附帯決議になつておるわけであります。こういう決議に私ども賛成はいたしましたわけですが、御承知のとおり、長期税制のあり方にについての答申といふのは、四十三年の七月だったと思いますが、なされたわけでありまして、いわばサラリーマン減税を中心とする答申でありますので、四十四年度、四十五年度で、今日重税感を持つております個人所得税の減税をどう行なうかということが大きな柱になり、これが一段落つかなければ、おそらく自治省だけでこの私どものつけました根本的な税制改正ということは実現できないということを、私ども決議をつけました際に十分考えておつたことがあります。しかし、予算編成に関連してあるいは税制調査会の答申等に関連して、おそらく次の段階が出てくる。その段階で、いかに地方自治体の財政状態の認識を深め、あるいは税源の配分の必要であるか、ということを認識してもらうという意味におきましても、いわば何らかの将来の根本的な改正に際しての橋頭堡をつくるといいますが、そういうことをやつてもらいたいというこ^トを考えておつたわけであります。たまたま法人税の問題が出てまいりましたときに、私どもは、これはいいきっかけだ、この際とりあえず

度にしなければ解決つかぬのだ、こういうふうな説明文書もありますように、——一挙に百分の二十というわけにはいかぬでありますようが、少なくとも府県と二%程度の相違にするということではなくて、そこにくさびを打ち込むというような体制にしなければならぬ、こういうふうな考えを持つておったわけであります。おそらく国といたしましては、四十五度でサラリーマン減税といふことも一応五%実現したわけでありますので、将来の国の需要との関連におきまして、さらに根本的な国税としての改正も行なうのではないか。すでに大蔵大臣の、新聞に出ております記事等を見ますと、あるいは自動車の新税あるいは直接税から間接税にある程度まで重点を向けられねばならぬというふうな、こういった考え方も出ておるわけであります。それら国の税制の改正が、私どもは、交付税と同じように国の財政の立場で、国、府県、市町村という根本的な問題を解決するのではなくて、今後のほんとうの需要に応じたところの税源を確保するという考え方で税制の改正を行なつてもらわなければならぬ、こういうふうに考へるわけであります。

そういう意味におきましても、本年度の税制改正は、重要な年であり、また今後も所得税といえども、このまま百二万円の課税最低限度で打ち切りにすることではなくて、依然として重税率をもつておりますサラリーマン階層の課税最低限の引き上げという要望は強いものであろうと思うのであります。したがつて、所得税の減税ということもこのまま済ますわけにはいかぬと思う。いずれにいたしましても、おそらく来年度、昭和四十六年度あたりからは基本的な税制問題が大きくなりに取り上げられるという時期になろうかと思うのであります。その際に私どもが心配しておりますのが、いまの交付税と同じように、国庫財政を中心に税制が見られるという心配であるわけであります。ですから、地方財源の問題をお考へに

なつておられる自治省とせられましては、その辺のことを十分腹をきめて、早期に検討を加えていただかなければならぬじやないか、私はかように考へるわけであります。

國の長期税制のあり方が一応解決いたしました。今日、さらに新しい立場に立つての税制問題が論議せられる段階において、地方税との関連において問題が出てまいりました際に、自治省としては

どういうふうなことを主張するのだ、どういう新税を設けるのだ、現行の税制はどう変えていきたいたのだ、あるいは個人住民税と法人割りとの関連あるいは事業税の問題をどう取り扱うか、それらの点について何かすでに検討を加え、お考へになつておりますことがございましたら、この機会にお聞かせ願いたいと思ひます。

○大石政府委員 なお具体的には税務局長からお答えをさせますけれども、私、お話を聞いていても、実は府県税制、市町村税制、國の税制という問題について、一番初めはいわゆる事務の再配分といふ問題にからめて税制の改正をする、またしなければならぬという話題があるわけです。そのことはそのこととして依然として残つておるわけです。事務の再配分というものがなかなか自治省の思うような方向に国全体が向かないといふところで、税制自体もやや膠着状態になつてゐる。ところが、もう一つは、実は御承知のとおり、大蔵省自体で、いわゆる直接税から間接税へ移行してゐるのが先進國の形態だといふ問題から、わが国においてもこれだけダイレクトな税金から、もう少しそういう間接税へいく必要があるのではないかといふ気持ちが出されて、これは来年そうなるかどうかは別としましても、一つの方向には違ひないという感じも実はござります。そういう中で一体地方税制は、これは各種の税目それ自体と、交付税制度の問題、いまは法人税、所得税、酒税でしょけれども、交付税の対象は、この三税が将来にわたつても永劫にいいのか、もつとたくさん含めて何%という問題でいくのかという問題も私は出てくるのだろうと思ひますし、それから

とえば、先ほど御質問にもちょっととあつたわけですけれども、新しい道路五ヵ年計画で十兆何千億

という問題も出でています。そのときに、いま

一体目的税としての道路税というものはどういう

ふうになつてあるかといえば、この間私も調べさ

れたわけですけれども、地方税の軽油引取税、自動車取得税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、

全体で三千一百四十四億のうち府県が二千五百十三億、指定都市が二百七十億、そして自動車取得税

が一発四百三十一億、それだけなんです。そういう

形の中で、今度の十兆円の中の地方道路分といふものを、一体地方はどういうふうにそれを消化す

さされている問題は、トラック税なり自動車新税

なんというよろいりなことばで実はやつておるでしようけれども、これ 자체は簡単に言つて、国税として問題を考えているわけです。そ

はもう整備計画ができれば、その財源措置をどう

いうふうにするんだといふことは考へざるを得な

い。その段階で一体地方分の手当といふものは、

財源の措置の中で税制なら税制としてどうするん

だといふ等のことを私たちはずつからなければならぬと思うのです。

多少その事務の再配分の問題と別口に、税制自

体に、直接税オノリーといふ問題から、やや流動

的なところが出ているわけであります。そういう

流れ性にからめて、われわれがあまり固着してしまつて、そういう流動的な中で自分のほうは動か

ないといふ形に入つていくことは気をつけなければならぬと思うのです。

○山本(弥)委員 今後の税制改正におきましては、あくまで私どもの主張しております事務の再配分といいますか、行政局等におきましても、当面の日常生活に關連のある道路、下水道その他の福祉施設について、長期計画でどの程度までの水準に引き上げるか、どう財源を確保すべきかといふ問題も検討しておられると思います。しかし、現状からいいますと、地方制度調査会の大都市問題の答申も出ると思うのですが、事務の再配分といふような基本的な問題を考えて、國と地方との税の配分といふふうな段階にいくのかどうか。いまの事務の再配分の実態といいますか、そういうものについての調査がまだ十分でないとき、おそらく國の財政といいますか、財源確保とに、おそらく國の財政といいますか、財源確保といふ見地からの国税はどうあるべきかといふ問題が先行してくるのではないか。そういたしますと、その際に、地方税との関連を、余裕のない期間ではなくして、早くそれに対応するといふことを、去年の決議は私どもは、先ほど申しましたように、そういうふうに理解しておりますが、本題として税制調査会としては結論を出さずに、今後検討事項といふことで今日まできておるわけですね。されにいたしましても、これは将来の間題として考へるといふような考え方も一部にあります。先ほど申しましたように、そろそろ付加価値税は、ある意味では一般売り上げ税的な要素を持っておりまして、したがつて、将来の國の社会保障費の充実といふものに実らずにしまつたわけでございます。また同時に、その際この付加価値税は、ある意味では一般の税の配分といふふうな段階にいくのかどうか。いまの事務の再配分の実態といいますか、そのあるいはそれに類する付加価値税的なものを国が先行してくるのではないか。そういたしますと、その際に、地方税との関連を、余裕のない期間ではなくして、早くそれに対応するといふことを、去年の決議は私どもは、先ほど申しましたように、そういうふうに理解しておきましたが、本題として税制調査会としては結論を出さずに、今後検討事項といふことで今日まできておるわけですね。されにいたしましても、これは将来の間題として考へるといふような考え方も一部にあります。先ほど申しましたように、そろそろ付加価値税は、ある意味では一般売り上げ税的な要素を持っておりまして、したがつて、将来の國の社会保障費の充実といふものに実らずにしまつたわけでございます。また同時に、その際この付加価値税は、ある意味では一般の税の配分といふふうな段階にいくのかどうか。いまの事務の再配分の実態といいますか、そのあるいはそれに類する付加価値税的なものを国

えるのか。あるいは間接税等につきましても、たとえば付加価値税とか、あるいは売上税などいろいろ、そういうふうな、そういう問題があつたとき

とおり、もう一つは国民の負担、概括的にいえ

ば、国民所得に対する税の負担といふものを、ど

おり、基本的には地方税制の問題は、あるいは事務の配分と関連がござりますけれども、御案内

していくのかあるいはその中で考えるのかということが、地方税の財源の充実にとつてもかなり重要な問題であります。その点になりますと、必ずしも定まった意見はございませんで、いつでもある程度予算の編成期になりますと、増減税の問題が出てくるわけでございます。

しかしながら、先ほどからの御議論のように、将来の地方の事業計画といふものについて、そのおもなものについての計画的な指向というものが大事な問題でございます。したがつて、そういうものを前提に置いてわれわれも部内でいろいろ検討しておりますが、さしあたつて先ほど申し上げましたとおり、新しい道路五ヵ年計画に対応する道路財源問題は緊急の要務でございますので、これに対しましては御指摘がありましたように、国だけの問題ではない。むしろ地方の事業費としていままでの事業費の約二倍程度になるわけでございまして、ことに市町村道の整備というものが緊急の要務であることは、どなたにもほとんど認められておるわけでございますので、この点を頭に置きながら財源の充実をさしあたつて検討してまいりたい、こういう気持ちでおります。

○阪上委員 関連、いまのあるべき税制改正の基本的な問題で山本委員が質問しておったのであります、これに関連して私一点だけ伺つておきたいと思います。

なるほどシャウプ勧告以来國、地方を通ずる租税の再配分ということがあつと問題になつて今日に至つておるわけでありますけれども、これが一向に、先ほど大石政務次官もおつしやついていたところに、うまくいくといひわけであります。何より魚をとるのに池のまわりをぐるぐる回つているような感じがするわけであります。私はその点で、なるほど事務の再配分が先行しなければならぬということはわかるが、それ以前にもっと大切なことは、事務の再配分をやるために何らかの基準というものをわれわれは持たなければいけないで、それを持たずに、口頭禪で、漫然とただ抽象的に事務の再配分、こう言つたって何の役にも立

たない、こういうことだと思うわけであります。そこでお伺いしたいのは、その基準を持つ努力を自治省はしておるかどうか。このことだと思ううけであります。

みたいと思うのですが、それはすべてではありません
せんけれども、いまやかましくいわれておるナ
ショナルミニマムであるとかあるいはシビルミニ
マムとか、こういったものをわれわれは知恵をし
ぼつつくらなければいけない。それを持たず
に、あるべき行政水準というものを少なくとも今
世紀末ぐらいを計算して、それを求める努力をし
ないで、事務の再配分などと言つたって、それは
くその役にも立たない。経済企画庁も努力いたし
ておりますが、なかなかでき上がらぬようであり
ます。社会的にも非常にむずかしい問題になつて
いるようありますけれども、これは努力しなけ
ればいかぬ。そして今世紀末には地方公共団体の
るべき行政水準というものはこういうものであ
る、その内容は、こういう基準がなくてはならぬ、
これをまずつくつて、それに要する所要財源、財
政需要といふものはどの程度のものであるか、そ
ういうものを引き出して、それに基づいて国と地
方の事務配分というもののと関連しながら、かつ税
負担のあり方というようなものを考えながら、税
制改正と取り組んでいかなければ——しままで同
じことばかり繰り返している。そこで、私は地方
制度調査会でもやがましくこの点を言つているわ
けでありますけれども、大蔵省やその他の各省で
できないで、自治省としてはぜひこれをやって
いただきぬと、国税と地方税の配分なんというも
のはできるはずがないと私は思うのです。どうう
しょうか。前々からやかましく言つておる問題で
ありますけれども、抜本的な國、地方を通ずる税
の再配分をやるために、まずナショナルミニマ
ム、シビルミニマム、そういうたのむを作業する
のです。それをやらなければこれはできません

よ。

○大石政府委員 私、阪上先生の本を実は読ませていただいたいるわけですが、私もその御指摘の点は全くそうだと思うのです。逆にいま、市町村合併、広域市町村圏ということで、いわゆる自治体という問題の広がりを大きくしようということをいっているわけであります。そのこと自体は確かに一つの合理性があるし、そういう要望があつて合併なり広域圏という問題が展開されつつある。しかし、それが展開されつつあるときには、実は阪上さんの言うシビルミニマムといふか、そういうものがあつ少し定着していかなければいけない行政を受ける人民は疎外感を受けるということがになり得る。したがつて、それを一体どういうふうにするのか。阪上さんの本でいえば、かなり行政単位的なものに見えるんですが、私はそれにはつきりわかりませんが、それが行政単位のような、執行をする一つの単位になつていいのかどうか。それとも民主主義というか、直接民主制というような、住民の声がその範囲の中で取り上げられる体系、つまり事務それ自体はよしないが、国民の、市民の考え方をそのところで取り上げる、しかもそれは合法的な体系というものをつくつて、それが市政なり町政に反映する合理的なルートというふうにしていくかどうか。いずれにしろ、実は私も町村合併なり市の合併なりといふうなことを進めていることがあるので、それと同時にそういうもの、もつとインパクトに自分のちの感じ方を表現する体系というものにしていかなければならぬといふふうに考えて、私も大きな関心を持っているわけで、国会中というわけにもまいりませんと思いますが、そういう問題を私も行政当局にも話して、それは一体どういうふうに考えられるものか、させたいというふうに思つておりますし、また事務的にも検討を多少始めているようなところもあります。

のだ、それに追いつかないんだというふうな表現で、問題が展開してしまいますけれども、それはたとえば環境整備五ヵ年計画あるいは十ヵ年計画という問題があるとすれば、それを地方で、われわれの市はどういうふうに年次別に受けとめてやるうとするとか、いろいろそういう環境の問題と、いうものを考えていくことの上に、たとえば、地方自治体の事業計画、それに伴う予算計画、したがってそれに必要な財源という問題も考えていかなければならぬのじゃないか。何となくばく然と金が足りなくて不満があるんだという形だけのやり方で、これからいつまでも耐えていけるかどうか。そういう点は私もお説のとおりではないかというふうに考えまして、やはり新しくふうをすべき問題であろうというふうに感じております。

つくりぬと、税の配分というようなことを言つてみたつて空理空論にすぎない、こういうことであります。幸い手がけておられて——私は激励ばかりするくせがあるので、ひとつ激励いたしましたから、思い切つて自治省の役人ももつとふやしで、そして大々的にこの世界的な、日本的な問題と取り組んでもらいたい。このことをやらないと税制改正はできない。ことに大蔵省あたりはいつもさいふを握っているのですから、できるだけだけ出さぬようにばかり考えておるし、国のはうは持ち出さないようにばかり考えております。それでは、だめであります。たとえば大都市の税財源を確保しろと言つてみたつて、やはり大都市行政が今後二十年、三十年の間に必要とするところの所要財源というものを計算して持ち出さないと、これは対抗できないと思うのです。あるべき行政水準も考へないで、ただ漫然と現在の状態の中で先のことを考へず、その場その場をこまかそらとぞります。その点だけひひとつ努力していただきたい、こういうふうに思うわけであります。

おられますけれども、やはり地方税としての直税を重要視するということを考えないと、地方自治の本旨といふものは守れない、住民自治といふものの考え方が生きてこない。間税にたよっていきませんと、とかく物価との関連からばく然と圧迫感を感じるという程度であつて、地方自治を守つていくという考え方の税としては、あまり簡単にそういうものを導入していく、あるいはそういうもののウエートを増していく、という考え方は適当じゃないと思う。ひとつこの機会に、大石先生から御所見を伺つておきたいと思います。

○大石政委員 私も実はその点同感でござります。ですから、その間接税的なものは、また徵収する技術的な体制的なことを考えていても、やはり国税であると地方税でそういうものをとる、というのは実際問題としてあり得るのかどうか、まだ私もよくつまびらかにいたしませんが、自治という問題の体系から、自分の税金がどこに動いていくのか、ということを見詰めるという点から、いつでも、いわゆる独立財源として直接税的なものが当然地方税の主体にならなければならぬというふうに考えます。そういう点は同感です。私は実はまだそういう問題の間接税移行というものがどういう展開のスピードをするのかわかりませんし、また間接税の場合は、多少貧富の区別なく、ちょうどたばこで税金がかかるように、貧富の区別はないという問題からも、一応議論のあるところです。どういう品目をどの程度とらえていくのかという問題もありますので、そういうことを見て、実は私自身が非常に先走ったようですがれども、交付税の対象項目が、いわゆる所得税なり法人税なり酒税だけいいのかどうか。個人所得税というものをもつと下していく方向だという問題を考えていく場合には、その対象が減ってくれば、その三二%は減るという等の問題もありまして、全体的にはいわゆる安定した財源というものを持つ場合には、ただいまの三税だけで将来永久にわたつていいのかどうかという問題もあり得るのではないかと感じているわけですが、

題を取り上げているようでありますけれども、景気の問題はどう考えるか、いろいろ成長率をどう考えるかということでありますけれども、同時に、福祉行政を大きく取り上げなければならぬと、いうことも、わざております。と同時に、高福祉、高負担ということは、多少ちらりと出しているところでございます。お説のいわゆる市町村財源といふものは、やはり直接税的なものが主流をなし得るだらうというふうには、当然考えます。
○山本(弥二郎)委員 基本的な問題につきましては打ち切りますが、先ほどから申し上げておりますように、国税の改正に関連いたしまして、地方税はどうあるべきかという問題については、早い立場で対応するということについての御配慮をいまから十分御検討おき願いたい、特に政務次官にお願い申し上げておきます。

税しないということ、これらを住民税においてもむしろ考えなければならないのかじゃないか、そして課税最低限を近づけるといったことは必要ではないか、かように考えておるわけであります。それから次の点は、府県税の個人住民税でありますけれども、ことしは所得税の税率をいじりました際に、自民党の要請で高額所得者の税率をいじられて、約五十億減税になったという。これは新聞ですが、真相はわかりません。しかし、私は、五十億という金額は相当大きい額ではないか。先ほど、府県から市町村に譲る額、これは三十億ぐらいなものだと思うのでありますけれども、そういうふうに高額所得者の税率を緩和するということをありまするならば、当然ある程度まで、今日府県の住民税の二段階の税率というものは、所得税とそれから府県税であるところの住民税との相互の税源配分というような関連からいいましても、府県税はやはり五段階ぐらいにすべきではないか、こういうふうな感じがするわけでありますが、将来そういうことをお考観になるなり検討されるかどうかということをお聞きいたしたいと思います。

それから次に、宅地開発税ですが、昨年のときもこれは相當こまかく論議した問題でありますけれども、はたして税にふさわしいかどうか。今日の宅地開発は、当然先進諸国と同じように、宅地というものは道路がつき、そして水道が引けるようになり、そして下水道を通せるようになって、それがほんとうの宅地である。そういう宅地造成を、いわゆる業者もやるべきであるという考え方になつて、多少それが地価にはね返るということでも、むしろ安いものになりはしないか。ただ、それが大きくなれば返ることは不當であります。そういう拘束を開発業者に課すべきである。都市計画事業でも、遂行しないようなものは開発税で取つて、そうしてどういう税率をかけていいのかわからぬ、一応事業の総量を見て税率をきめるというような税は、ちょっと疑問を持っておつたわけです。

今日、宅地開発税を実施しておる市町村の数、それと昨年は一億五千万ぐらいの税収があるだろうといわれていたのですけれども、本年度ちょっと見ましたら、七千万そこそこしか見込んでおらず金をかけているようですが、どのくらいの税金になつておるか、その点をお尋ねいたしたいと思います。

時間の関係でまとめて御質問申し上げます。それから電気ガス税につきましては、これは私どもの党の意見とちよつと食い違つてやあいが悪いのですけれども、私は、電気ガス税というものは、消費能力に応じて課税すべきものであつて、市町村にとりましては重要な税金だと考へているわけです。ただ、今回二割両方とも免稅点を上げたようになります。ガス税につきましては、先ほどの御質問に対する御答弁では六十何名はこれで救われるということになりますので、ほとんど低所得者層にはからなくなつてきておるような気がします。電気のほうはどうなつておるかわかりませんけれども、電気ガス税のほうはこれは引き上げるべきだというふうに考へておるわけです。今後の生活水準にかんがみまして、電気ガス税につきましては免稅点を引き上げるということが私は必要だと思います。しかし、相当余裕のあるものが要だと思います。そういうことからいましても、いわゆる地方財政の見地からも当然担稅力のあるところには課稅すべきであるという考え方からいいますると、これは今後十分検討すべきである。昨年も申し上げましたが、これを廢止するということである。結論が、悪税であるとか適当でないとかいったような本会議の議論も、今回の六十三国会における本会議においても、そういう質疑が行なわれたと記憶しておりますけれども、これは慎重にお取り扱いを願いたいということ、非課稅範囲というよ

のは相当の範囲になつておるわけあります。いわゆる産業政策上の非課税範囲、こればかりではない。相当の額になつておると思う。これは今までの五%、いわゆる原料課税といふたてまで、電気の消費量が原料の五%を占めた場合は非課税するとか、あるいは税率を軽減するとかいうようなことで相当複雑になつて、私は非課税の額も相當なものじゃないかと思うのです。これらは外国にも例がないということで、盛んに財界方面からは強く廃止を要望されておるようありますけれども、しかし、それにもかかわらず相当の収益をあげ増益 増配をしておるというのが実態のわけなんです。ですから、もし法人税の臨時増税がなくなるようなときにはそれらと歩調を合わせて、多少考え方は違うかもわかりませんが、非課税の範囲を再検討する必要があるのではないか、整理をしていく必要があるのではないか。まずから、その検討が必要ではないか、かように考えますので、御見解を承りたい。また個人消費につきましては、やはりその生活水準なりその他に関連いたしまして引き上げていくということは当然だと存じております。

それから固定資産税についてでありますけれども、実際はもう何年となく時価に課税をするといふことが、一応急激に変化するのを緩和するという措置、そのこと自体につきましては、私どもも要望を申し上げていてます。当然そうあるべきだというふうに考えております。しかし、これはもう一度税率その他と関連して、できるだけ法のたてまえを貫くような考え方でできないものかどうか。もう一つは、免税点の範囲を高める必要があるのではないか。数字も、いたしました資料にあつたようではあります、非常に低いのではなかろうか、こういう感じがいたしますが、免税点を高めるというようなお考えがあるかどうか。そしていつの段階に——地価の安定というようなことと関連する問題だと思いますけれども、法のたてまえ

の時価に従つて課税をするという体制ができるのか。
負担の軽減ということに関連いたしまして、私どもは、先ほどちょっと要望申し上げました課税最低限との関連で、住民税の課税最低限を所得税並みにするということは、応益の原則に反するといふような税の性格だということあります。今日均等割りというようないわゆる均等割りを取ること自体が、私は徴稅事務の点からいっても、どうも意味がないような感じがしておるわけあります。そういう応益の原則に基づいて均等割りを取ること自体もおかしいと思っておりますけれども、ある程度までこういう所得に応ずる税につきましては、負担の軽減をはかる。固定資産税のよう、そのところに所在することによってある程度まで収益を上げ、そこにその地域の行政の水準の向上をはかっていくというようなことに関連いたしまして、固定資産税につきましての考え方方は、住民税との関連におきまして著しく負担過重にならない範囲において将来どうあるべきかを検討する必要があるのではないか。いわゆる免稅点の引き上げと関連させながら検討する必要があるのではないか、かように考えておるわけあります。

時間の関係がござりますので、以上数点についてまして御答弁願いたいと思います。

O 大石政府委員 住民税のことについて最初お問い合わせがあつたのですが、これはちよつと私見で、まだ自治省というところまでいっていないのですが、私は実は、府県税の住民税と市町村の住民税という全く性格も名称も同じ税金が両団体にあるという問題が、検討すべき課題ではないかといふ感じを持つてゐるわけであります。で、第一線の市町村という問題のときには、いまお話をありましたけれども、市町村民が税金を負担して、自分の市町村税を見張つていくという意味で、なるべく多くという表現も不正確でありますが、ある程あ人数は少なくしてしまうというよりは、ある程

ことではないのじやないか。それは負担額なんだ
というふうに思うのです。その調整という問題
を、一体府県住民税との間の問題で検討する対象
にならないだらうか。全く同種の性格の同種の税
金が同じようなやり方で行なわれているというの
は、ちょっと珍しいのじやないだらうか。だか
ら、全体の税額においての調整ができるなら、第
一線の市町村民税の問題についてはもう少し考え
得るところがあるのじやないだらうか。それは必
ずしも重くするという意味で言うわけではありま
せんけれども、そこらが私は今後検討をしていく
だけの題目ではないだらうかというふうに考えて
いるわけであります。

それから電気ガス税につきましては、悪税であ
るとかいう人もありますし、いろいろありますけ
れども、いま御指摘のとおり、たしか電気ガスは
九百億くらいだつたと思いますので、非常に大事
な市町村の税金であり、しかも普遍的な税金であ
るというふうに考えておりますので、いま自治省
としてはこれを悪税として廃止するということは
考えられませんし、また確かに所得に応じて消
費量もふえているという事実がありますから、私
どもはこの税制を廃止するという考え方なしでい
きたいと思つております。まあ免税点をどころに
するかということは、また今後もくふうすべきと
ころであろうかと思いますが、税自体を直ちに廃
止するということは、ここのこところすぐ取り得な
いというふうに考えてします。

非課税の問題につきましては、従来からいろい
ろお説も耳聴しておりますが、まあ
材料課税である。たとえば石炭を使えばからな
いが、電気ガスでかかるといふ意味で、産
業政策的な立場もあると同時に、いわゆる物価問
題のことも関連がありまして、いまは統けている
わけであります。ただ、なかなかむずかしい問題
であります。今度も五分というところに該当し
ないものもでききましたので整理をしているわ
けであります。五分が決定的に動き得ないもの

いろいろ試験をした結果、そういうことであります。しかしながら、ある特定の気化装置を使いまして、自動車の内燃機関に用いられるというところで、若干普及してきたようでございます。いま次官から御答弁がありましたように、この税は、したがって、同じようなものにおいて自動車を運行する燃料課税ということであれば、やはり同じように課税すべきものであるということに踏み切ったわけでございます。

なお、御参考までに、安全燃料につきましては、四十二年夏ごろから出回りましたが、ことしの十一月まで、いろいろ試験その他の関係がありまして課税を見送ってきた経緯がございます。それが今度は、同じ気化装置を使いまして、コース、まあ通産省や厚生省の話でも、一酸化炭素は揮発油、ガソリンに比べまして少ないそうでございますが、そういうものにかわってきたわけでございます。そこで、やはり税制の立場からいたしますれば、また特に道路の目的財源から考えますと、同じ油課税という中で特にそういうものを自動車の保有者が使う場合だけ課税するということ結果、また御質問する機会もあろうかと思いますので、この程度にしておきます。

○砂田委員長代理 午後二時に再開することと午後一時三十五分休憩

○斎藤(実)委員 午後二時十七分開議
○斎藤(実)委員 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。斎藤実君。
○斎藤(実)委員 地方税法の一部を改正する法律案に関連した問題も含めて、若干お尋ねをいたしたいと存じます。

先ほどから、同僚議員から地方財政のあり方にについての考え方、あるいは財源の配分、事務配分等について、いろいろと御質問がございました。結局道路の目的財源でございますから、したがって、同じようなものにおいて自動車を運行する燃料課税ということ、これもやはりいめない事実でございます。したがいまして、それに伴つて地方財政の充実強化ということ、これもやはりいめない事実等について、いろいろと御質問がございました。七〇年代は内政の年といわれておりますし、その中で地方行政が最も注目を浴びるようになります。したがいまして、それに伴つて地方財政の充実強化ということ、これもやはりいめない事実等について、いろいろと御質問がございました。したがって、地域住民の政治に対する要望もまた非常に強くなってきております。地方自治体としての行政の充実もしなければならないし、また一方において住民税の減税という要望も強い。こういったことを踏まえながら、特にこれから的地方財政をどのようにしていくかということはこれは大きな課題だらうと存じます。

そういう状態の中で、総理の諮問機関であります経済審議会の報告の中でも、やはりいま申し上げましたような報告をしているわけです。この中で、今後の重点施策は、從来生産優先から経済成長政策がとられてまいりました、これを今度は生産環境等生活基盤の整備を優先すべきである、こういう報告もしております。地方行政の中では、やはり道路とかあるいは下水、清掃施設、住宅、こういった社会資本のおくれに対する住民の不満を解消しなければならないということで、この経済審議会の報告もやはり同じことを言っているわけです。そういったことで自治大臣もこれは四十五年の一月一二日ですか、「立ち遅れている公共施設の整備と七〇年代の地方財政」というビジョンを出しております。この中でもいま私が申し上げましたようなことをうたっております。それで、この中でこういうことを言っておるのであります。

○斎藤(実)委員 先ほどの十兆円の整備計画とする事業費は大体幾らになつてましたか。

○首藤説明員 ただいま総計を取りまとめたものを持っておりませんが、四十五年度の財政計画の中では、いわゆる単独事業の長期計画事業としておへり道路とかあるいは下水、清掃施設、住宅、こういった社会資本のおくれに対する住民の不満を解消しなければならないということで、この経済審議会の報告もやはり同じことを言っているわけです。そういったことで自治大臣もこれは四十五年の一月一二日ですか、「立ち遅れている公共施設の整備と七〇年代の地方財政」というビジョンを出しております。この中でもいま私が申し上げましたようなことをうたっております。それで、この中でこういうことを言っておるのであります。

○斎藤(実)委員 午後二時に再開することと午後一時三十五分休憩

独事業費としては相当な額になるわけであります。こういう膨大な財源をどうするのか。率直な見方が出るわけですねども、この点について、大臣がいらっしゃいませんので、大石政務次官から御所見を伺いたいと存じます。

○大石政務次官 あとで資料が来ると思っておるわけですから、あの三十兆というのは、今までの趨勢というものを、景気上昇と一緒にやつていけば大体いけるのではないかという推定の数字の中で、たしかはじいたものだと思います。したがって、一般的な税金なり交付税の総額なりその他の関係で、大体いけるということで出ていると思します。数字についてはあとでまた……。

○斎藤(実)委員 今年度の地財計画の中で、全体計画は約七兆九千億、その中で投資的経費が約三兆、約四〇%弱になるわけですが、この中に道下水、住宅、公園等の住民の日常生活に直結する事業費は大体幾らになつてましたか。

○首藤説明員 ただいま総計を取りまとめたものを持っておりませんが、四十五年度の財政計画の中でも立ったものを取り上げましたものについて申し上げますと、道路関係が約四千三百億、それから清掃関係が二百億余り、それから人口急増対策が九百一十六億、それからいわゆる過疎対策と申しますものが六百四十億余り、その他交通安全対策等に二百六十億余り、このようなものでござります。

○斎藤(実)委員 先ほどの十兆円の件で、資料がないという御答弁でございますので、資料が参つてからまた御質問申し上げたいと思います。

いま道路が四千三百億というお話をございました。やはり道路については、市町村道路の舗装率あるいは改良率が非常に低い。これは統計にも出ております。この統計によりますと、市町村道の改良率が一三・五%、舗装率が5%、こうなつてあります。この改良率を1%上げるためにどれくらいため費用がかかるのか、あるいは舗装率を1%上

げる場合にどれくらいかかるか、積算した資料はございますか。

○斎藤(実)委員 ただいまその資料を持ってまいつた。したがいまして、それに伴つて地方財政の充実強化ということ、これもやはりいめない事実等について、いろいろと御質問がございました。したがって、地域住民の政治に対する要望もまた非常に強くなってきております。したがって、地域住民の政治に対する要望もまた非常に強くなってきております。したがって、地域住民の政治に対する要望もまた非常に強くなってきております。

います。

○斎藤(実)委員 道路整備事業の財源について、現在の道路目的財源の配分が非常に固に片寄つてゐるという点でございます。したがつて、最もおくれている市町村道の整備を促進するための財源の充実、強化ということが緊急の課題ではないか。このおくれております市町村道路の整備についての財源対策は一体どうするのか。いまのところはまだ国道その他を通じて未定稿になつていておりませんので、後ほど正確に申し上げたいと思ひます。まだ資料が出来ましてから逐次御質問申し上げたいと存じます。

います。

○大石政務次官 それが実は先ほど御質問にも出た問題であります。例の十兆円の整備計画といふ中には、今度は地方道整備が相当大きくなるわけであります。この計画の財政裏打ちといふのが、まだ国道その他を通じて未定稿になつていておりませんが、この点についてどうですか。

思ひます。

○斎藤(実)委員 それで、この点についてどうですか。この点についてどうですか。

思ひます。

○大石政務次官 まだ問題は、これから段階であります。先ほどの問題であります。国道のほうをどういうふうにす

るか。

○斎藤(実)委員 まだ問題は、これから段階であります。先ほどの問題であります。国道のほうをどういうふうにす

るか。

○大石政務次官 まだ問題は、これから段階であります。先ほどの問題であります。国道のほうをどういうふうにす

るか。

いない、こういうふうにわれわれは考えられる。

そこで、今後の税制の基本方針として、大蔵大臣も予算委員会で新たな長期の展望にわたる税制の改正が必要であるというふうなことを言っておるわけです。新たな新規構想に基づいて検討を重ねね

していると答弁しているわけではありませんが、この辺の地
方税に関する長期の見通しについて、具体的な構
想を自治省としてお持ちであるのかどうか、ひと
つお伺いしたいと思います。税調の答申を待つて
かかる後に考えるのか、先ほども政務次官の御答
弁で税調の答申を待つてから考えたいという御答
弁があつたと思いますが、この点はどうですか。
○大石政府委員 税調と役所の関係はいろいろあ
る

うと思いますが、税調の考え方が出でから初めてそれを受け取るということだけには行かないと思います。それも先ほど申し上げたと

おり、新しい税制をどういうふうにするのかということについて、われわれは原則的に地方財源という問題をもつとしつかりしなければならぬ。まことに、そういう要請が高まって、当然そういう市町村財政、税源という問題は拡充していかなければならぬことでありますから、そういうことと全体の税体系といふものを、おそらく今度は税調等でもう一度検討して、その結果をもとに、この問題をもつとしつかりしなければならぬ。まことに、そういう要請が高まって、当然そういう市町村財政、税源といふ問題は拡充していかなければならぬことでありますから、そういうことと全体の税体系といふものを、おそらく今度は税調等でもう一度検討して、その結果をもとに、この問題をもつとしつかりしなければならぬ。

検討することにならうと思うわけです。そういう中で地方財政の強化という問題を、特に市町村財源でやるというわれわれの側の立場というものは白紙にしておいて、出てきたらそこでということになしに、税調にわれわがおはかりする考え方でいうものは、当然そういう方向でおはかりするということにしていかなければならぬと思っております。

○斎藤(実)委員 先ほど政務次官から税調の答申を待つてから考えたいという御答弁があつたものですから、それでは地方税全般についての答申を受けてから実施するまでは相当期間がある。それでは長期間にわたつて国民が実質減税の恩恵を受けることのないということで、ちょっと私は御質問したわけですが、自治省自体としても、この点は稽極的に検討されていると、こういうふうに受け

取つてよろしいですね。

○大石政府委員 けい しいです
○斎藤(実)委員 もう一つ、大蔵大臣が現在の直
接税と間接税の比率は六五対三五だ、直接税を中心
であり、今後は間接税をふやしていく方向に持つ
べき、まあこうのことと言つてゐるつ

御質問であります。直間比率につきましては、
○降矢政府委員 大蔵大臣の御答弁に関連しての
けですね。その場合、この直税にかかる新構想と
して、いろいろ新聞紙上でいわれております新
税、こういったことを一体自治省としてどうう
ふうに考えているのか、まず基本的な考え方を伺
いたいと思います。

先ほども御質問ありましたとおり、地方税特に市町村税におきましては、やはり住民の直接の負担感というものが伴う、そういうことによつて、地方自治に対する自治意識ないしは監視の気持ちを持つという方向がよくはないかというふうな考え方でございます。ただ国全体として、いまトラック税とか、あるいは自動車新税とかいろいろことでございますが、中身については必ずしも一貫したような見解でもございませんし、したがつて、われわれとしては、当面は先ほども御質問があつた、

りましたような道路財源の充実ということを第一の目標としながら、全体としての構想、考え方といふものは、いわゆる長期のビジョンの中で地方税源の充実、特に最近の事情に即しますと、市町村税の充実ということについて検討してまいりました。その際、どういう税種でどういうふうにするかということについて、全国的な流通税あるいは消費税がいいのか、あるまとも少し直喩税のほう

議があります。この税の伸びかすと上回っておりまして、その反面住民の減税の要望もござりますし、また強い。住民の立場から申しますと、税金は安くしてくれ、また生活環境も改善してくれ、こう、うるさいも無い。それこそ当然今度は資金が必要

要になつてくるわけです。こういう二面性を地方財政の中で一体どういふうに調整させていくのか、何か基準があるのか、こういった論議になるわけですが、この基準といいますか、調整といいますか、こういった考え方について、ひとつ基本的な考えをまず伺いたい。

住民の側からいえば、一方負担の軽減の要望があり、反面行政サービスの向上を求める要求が非常に強うございます。それを地方財政の中で受けとめて、どういうふうに両方を満足させていくかということは常にぶつかる問題でありまして、とてもむずかしい問題であります。ただ地方財政の立場からいいますと、結局自主財源としての地方税のウエートを高めていくというのが、少なくとも行政運営に責任を持つ地方団体にとって一番望みたいことだと思います。しかし、それだけでは全

國三千の市町村が仕事をやつしていくに必ずもしも十分な財源になりません。したがつて、やはり交付税制度といふものを活用して、要するに自分の判断で自主的に使える、いわゆる一般財源を増強するという方向で、いまいわれているような問題に対処していくのが基本的な姿勢であろうと思います。

ひとつ政務次官から伺いたいと思います。

○大石政府委員 先ほど御質問があつた中で、地
方団体の、つまりシビルミニマムといふか、最低
限の環境整備をするという問題を、一つの体制と
してわれわれが持つということになつたときに、
全般的に二つて地方財政でそういう要求を中心とす

る税の種目というものを共通に求めることは非常に困難だと思います。それは都市、農村という問題もありまして、法人関係というのは、町村といふ名のつくようなところは、期待しようにもほんとんど実は出てこないという問題がありますから、交付税制度という問題はどうしても残り得る制度だというふうに思うわけで、しかし、それな

からといって交付税だけでいいということを私ども考えるわけでなしに、先ほどから議論のあるような、国と地方との間の税目の移譲というか調整等もあり得るのではないだろうか、あるいは市町村と府県との間にもあり得るのではないだろうか、というふうな、税制全体の体系を考えしていく時期に今度はなる。同時に交付税も、私見ですけれども、いまの三税だけで、これが一体恒久的な対象なのか、二三%が恒久的なものなのか、税制の体系によれば、そのものが変わってくれば三三%から

出てくる数字も変わるわけですから、税制全体をどういうふうに体系づけるかという中で、おのずからその比率も変わってまいりましょう。また対象とする税目 자체も、私は来年あたりすぐ変わるものなどと考えているわけではありませんけれども、そのくらいの配慮をして安定的にやっていかなければならぬじやないだろうかというふうに考えます。しかしどうしても交付税という問題は、私も

1

○斎藤(実)委員 いま非常に積極的な御答弁をいただきました。いま政務次官から、国と市町村との税目も考えなければならぬし、また国と地方との財源の配分等も検討していくなければならぬといふお話をございました。それで、具体的に検討の対象となると考えられる税目、検討事項となるようなものがもしあれば伺いたいと思いますけれども、この点どうでしようか。

○降矢政府委員 政務次官位に就くことは方針が定め
を述べられたわけがありますが、さしあたってい
ま問題にしたいと思っているものは、いわゆる道
路整備五ヵ年計画に関する道路財源の充実の問
題であります。そのほか具体的の税目にどういうも
のがあるかということは、いまどれをどうすると
いうわけには少なくともまいりませんし、ここで
申し上げる段階に至つておりますが、道路の問
題につきましては、何回か御答弁しておりますよ
うに、何らかの意味で市町村の道路財源の充実と
いうことについてぜひ考えてまいりたい、こう
思つております。

○降矢政府農業 いま御指摘のような主張があることは承知しております。これはいずれも市町村問題を充実するという考え方から出た一つの具体的税源を設けることであると思いますが、要するにいまの府県の税目をそのまま移譲するということでありまして、私はそう簡単にいくとは思つておりません。したがつて、先ほどから政務次官のお話にありましたよな、全体の構想の中では市町村税制、府県税制の組み立て方を変える、あるいは一つの行政施策の目標としての、いわばシビルミニマム的なものの前提に立った全体の中で考えていくべきものであって、いまの体系の中で特定の税目を直ちにやりとりをするということはむずかしい、私はこう考へております。

○斎藤(実)委員 この高度経済成長政策の影響で、税の伸びが総体的に伸びてきているわけですね。府県と市町村に分けて考えれば、市町村の伸びは非常に鈍化をしてきている。歳入に占める税収の割合を見てみましても、これは統計上明らかです。この市町村の税の伸びの鈍化については、市町村としては非常に問題なんです。これは自治省として、どういうところに原因があるか、見解をまず伺いたいと思います。

○降矢政府委員　ただいまの税制は、シャウプ税制を基本上にいたしまして二十九年に府県と市町村との間の税制の改正をやりました。それが基本上になつてあります。それを前提にして考えますと、一つは、市町村税制は安定税制、安定する税制ということを主眼に置いた税の構成になつております。ところが御案内のとおり、固定資産税、特に土地に対する固定資産税の伸びが非常に悪いのでござります。これはいろいろな原因があることは御案内のとおりであります。したがつて、たとえばその点は、二十五年には土地の固定資産税が一六%でありましたが、しかし四十三年には約半分程度になつているというようなことであります。それが一つであります。それだけにまた安定した税制になつていることはいなめません。

で、その点でやはり府県税制によへますと何んかならない。所得課税のウエートが少ない上に減税のウエートを大きくこうむつておる、こうしうことでございまして、この二つが重なつて府県税制に比べますと税収全体としての伸びがかなり劣るという結果になつてきているものと考えております。

過密現象、農山村には過疎現象、こういう社会構造の変化に対して、現行の画一的な地方税では対処できない。こういった伸びのある税目が市町村ではないという画一的な現在の制度では、もちろん現行の税制それ自体に無理がある、こういうふうに考えるのですが、それでよろしくどうぞいきませんか。

○陣矢政府委員 無理があるかどうかという判断でございますが、要するに税制の伸びという面でおきましては、この府県税制のほうがすぐれています。しかし安定性という面におきましては、市町村税制がすぐれている、こういうことでござります。ただ、御指摘のように、都市を中心にしてした社会生活の変貌といふものに対しても行政が対応していくためには、やはり需要が伸びるに従って歳入も伸びていく。特に自主財源としての税収が伸びていくということが、これは当然好ましい姿であろうと考えております。

○藤原(実)委員 それでは、また次に移ります。昭和四十四年度の地方税の自然増収と、住民所得割りの減税、それから昭和四十五年度の地主税の自然増収と昭和四十五年度、同じ年度の住民税の所得割りの減税について考えてみますと、比率は、昭和四十四年度では約一二%、昭和十五年度では約九%と、こういうふうに見られますですが、四十四年度から見ますと、非常に地主税の自然増収も伸びてきておる。住民税については、これは非常に昨年よりも低いわけです。こ

○**降矢政府委員** 住民税につきましては、本年は課税最低限の引き上げを中心に行なったが、その割合は、住民税の自然増収に対しましては、三七・六%でござります。この割合は、なるほど昨年に比べまして低いのでございますが、昨年は、課税最低限の引き上げによって六百十四億でございま

除を除きましたして、課税最低限の基準だけを考えますと、引き上げ率は高うござります。
なお、従来自然増収に対します税の減収につきましては、かなり変動がございまして、一割台のところもありますし、六割台のところもありますし、また四割台もありますし、いま申しました三七、八分程度もございますので、そういうことと関連いたしまして、また財政計画全体のことと関連いたしまして、いま申上げたような減税の規模を考えたわけでござります。

○森藤(史)委員 住民税については、所得税との差が約三十万ござります。所得税が百万ちょっと、地方税との差が三十万ある。やはり住民感覚として、この住民税の最低限度額を引き上げてもらいたいというのは、非常に強いわけですね。われわれは前から、最低限度額を年収百万円にするべきではないかと言つてきているわけですが、将所得税との差を何年か計画的に詰めていく、こういうことなのか、この点どういうふうにお考えなっているのか、ひとつお尋ねしたいと思います。

○大石政府委員 詰め方の問題があると思うのです。一番詰まつたときは、ほとんど差がないとすることになると思うのですが、国税としての所稅の最低限を、どういうふうに考えるかというとにも関係があると思うのです。あると思うのですが、私どもの感じとしては、所得税が百五十

になつたから、住民税も百五十万というふうに並んでさしてしまつうということは、住民税の性格からいって、そこまで行き切れるか行き切れないかという問題もありますが、そこまで詰めなくていいんじゃないだろうかという思想が、一つ残つております。

それからもう一つは、もちろん地方財政の状況といふものも、これは無視できないわけでござります。

それからもう一つは、所得税の課税最低限との関連でございます。これは、かねがねから当委員会でも御議論があるところでございまして、こども所得税が百一十万何がしであります、その差は若干縮まっておりまして、昨年でありますと、その比率が九十一万に対する六十二万で六八%であります。本年度は七二%という程度になつておりまして、ある程度この所得税の課税最低限の推移といふものも見ながら、いま申し上げたような、かねがね申し上げておりますような給与所得者で、夫婦子供三人の世帯におきます課税最低限を十万五千何がし引き上げることにいたしたわけでござります。

○斎藤(実)委員 基準生計費について、一つの基準にはなりませんか。

○降矢政府委員 基準生計費につきましては、一つの考え方だらうと思います。これにつきましては、四十一年以来國のほうがこういう計算のやり方をやめていることは御案内のとおりでございまが、これを、消費者物価の伸びで延ばして考えますと、昭和四十四年で七十万七千百三十四円になります。この伸びは、三十七年を一〇〇にしますと、一六五・九になります。住民税は、前年度所得課税でございますので、そこを基準にして考えますと、いまの夫婦子供三人世帯の課税最低限は七十二万九千七十一円であります。昨年は確かに基準生計費を下回っておつたわけでございますが、本年は、いま申し上げたように、二万何がし上回るという結果になつております。

○斎藤(実)委員 いまの七十何万何がしというのを、これは人事院勧告ですか、それとも大蔵省で計算された基準ですか。

○降矢政府委員 大蔵省で四十一年までは、確かに基準生計費という考え方で計算しておつたわけでございますが、それ以後やめております。そこで、それを消費者物価の伸び率でずっと延ばしてまいりました数字が、一つのモデル、参考として計算してみますと、四十四年七十万七千百三十四円という数字になるわけでござります。

○大石政府委員 電気ガス税は、通常家庭が使つてゐる電気なりガスなりに税金がかかつてゐるということだけで悪税というなら、私どもも悪税という表現になるのであるうかとも思うのですが、現状を考えた場合に、全市町村を通じてこのくらいやより普遍的な財源、税源として持つてゐるのはないよう思ひますし、しかも、いまの実際かけてゐる量といふものを考えた場合に、そんな過酷な税金ではないのではないか。しかも、消費量といふものはその人の経済力に並行しておるわけあります。そうでない人が非常に使つとうぶにもなつておりますんで、経済負担力と消費量がかなりパラレルであるというような観点から、税金として非常に悪い税金ではないのではないか、そうしてしかもかなりの税源であるというとから、現状これを廃止にするというふうには、いまちょっと着想しておらないわけです。しかし、われわれの詰める方向といふものは、経済情勢の変化もありますから、やはり最低限のことをその時代に合わせていくということで、最低限の問題を、毎年でもありませんけれども調整をしつゝ今まで来たわけでありますので、ぜひひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

○斎藤(実)委員 市町村の収支との関係もあるわけで、なかなかこれはいまの政務次官の答弁のように問題があろうと思ひますけれども、やはりこういった電気ガス税については将来撤廃すべきである、したがつてこれにかわる何らかの財源措置というものがやはり考えられなくてはならぬ。自治省でもこの点について考え方があれば承つておきたいといたします。

○降矢政府委員 電気ガス税を単に廃止をして、これにかかる財源とすることになりますと、そこまで、さくづぱらんに言いまして、実は考えておらないわけござります。消費税として、特にいま次官の申し上げましたとおり、やはりある人がカラーテレビを使う、そうすると白黒テレビの三倍の電力が要るということで、したがいまして、

きまして、國、地方の全体の調整をやつていたら必要があろうかと思ひます。固定資産税については、この辺でもう少し考えなければならぬ時期が来ておる。この税金は非常に不公正であります。この税制の不公正は一体どういうところにあるのかということは、これは物件税として取られておる。財産税でないということです。財産税としてこれを定義していけば、これは当然国税になつてまいります。地方税というわけにはいかないと思ひ思う。そこに一つの大きな問題がありはしないか。だから固定資産税で一番過酷な税金を納めているのは、だれかといえば、はつきり言えぱ勤労者です。いま持ち家政策を政府は一生懸命進めていますが、これらの諸君は、小さな五十年坪や三十坪の中に無理をして自分の家を建てる。しかしこれは千分の十四は千分の十四である。百坪や三十坪持つていよいよ五百坪持つていよいよこれも千分の十四は千分の十四だ。これは物件であるから、たとえ五十坪の家でも二十五坪の家とすれば、ここはやはり財産税的の性格を帯びる。そうした意味から税金をかけるのだといえども、これは一つの意味があるかもしれません。だとなれば、これは一つの意味があるから、なぜなしに金を出し、借金をして家を建てれば、税金は当然大きな大地主さんとともに同じ税率で納めなければならぬ、こういう形になつておる。だから、私は非常に大きな税の不公正であると考える。この点は一体どうお考えになりますかね。單なる、さつき言いましたように、担保物件になるからと、か財産だといふものの考え方でかけられるのか。ところがそこには収益は一つもない。片方はかななり大きな収益がある。大地主さんは何も自分が固定資産税をお納めになつているわけではございません。これは必ず地代に転嫁されている。これほんと事実です。しかもこれからかなり大きな利潤を得られるこ

○大石政府委員 私は実は固定資産税の、特に土地に対する税金で、いまのお説のようなのは実は初めてというか、深刻に聞いたのは初めてであります。まことにまだとてもその返事のできないところでありますので、あるいはそういう経緯について税務局長が知っているなら、一応局長としてお答えさせます。

○門司委員 私はこの問題は非常に複雑な問題で、端的に割り切れない問題であることは実は承知いたしております。しかし、形からいえばそういう形になつておつて、大きな地主さんが固定資産税を納めていない——と言うとおこられるかもしれませんよ、徵稅令書が来ればそれに従つて払つておいでになるから、その面ではお納めになつておるが、實質上は納めていないと言つても差しつかえないのでないか。ごく小さな土地と建物を持つておる諸君が非常に過酷な割り高な税金を納めさせられていることは事実であります。この点の調整をもうすべきじゃないかということになります。シャウブの稅制勧告当時における日本の土地というものは、いろいろな問題はございましたけれども、一応の農地の改革が行なわれて、そして大地主といふものが農村では一応なくなつたという観念があつたことは事実であります。したがつて、土地に対するものの見方と、いうものも、そういうのによく大きな格差はなかつたということが私は言えようかと思います。しかし現実では都会でかなり大きな土地をお持ちになつている方は、ほんとうに土地によって十分な利潤を上げられ、十分ないいろな資金集めができる。繰り返して申し上げますけれども、今日の労働者がわざかな退職金を當てにして土地を求める家を建つれば目一ぱいの税金を取られると、いうような、税の負担の均衡の上から申し上げてもあまりいい税金ではないと考えておる。元來日本が長い間土地と建物に税金をかけて——産業の発達しなかつた当時においてはそれ以外に税金をかけようがなかつたのですから、そういうなごりが実はまだ残つているのじやないかと考えられる。今日のような時代になつてまいりますと、やはり何といつても租税能力の多いところに税金をかけしていくくという、いわゆる税に対しまする考え方方がえる必要がありはしないかということでありま

の中で先ほどもお話をございましたが、いろいろは止すべき点がたくさんあるかと思います。その中で私はこの際特に聞いておきたいと思いますことの一つに、これはあとでこの議論をする余地あります。たとえばこの高岡崎に火事があつて、そちらしてこの実況の報告を、消防関係の資料をいたしましたのであります。特に頗んでこしらえてくれて、ということをいたいのです。これを見てみると、かなり大きな資金をかけて、たとえは科学消防に対する設備をするとかあるいは石油コンビナートのようなものが火災にあった場合にどうするかということについては、一応化学剤を備蓄しておくとかというような、かなり大きな財的な負担が必要になつてきはしないかということ。それから同時に、これらの施設は横浜にもありますし川崎にもありますが、しかし地方に参りますと、主として石油コンビナートのあるのは大きな都市ではございません。したがつてそういうふうな見方でなくしてこの消防に対する資金的には非常に困難性がある、あるいは消防の施設にも非常に大きな困難性があるというようなことを考えてまいりますと、単にこれは消防だけだといふものの見方でなくしてこの消防に対する資金の調達をどこに求めるかということになります。これについてなお突っ込んだ話をすれば、御承知のように石油コンビナートというようなものは、広い土地に対して施設が行なわれておつて、人間もぎわめてわずかな人間で操作しているといふことで、したがつて市町村に納めている固定資産税は他の産業から見ればかなり少いわけであります。固定資産税を納めているのは少ないが、しかし消防施設についてはたくさん費用を要求されることで、これらに対しても従来長い間問題になつておりましたいわゆる消防施設であります。これも最近

の火事を見ればほんと焼死者を出さないことはないといつていいくらいに、少し大きな火事があれば必ず焼死者が出てくる。昨年度の焼死者の総数は千八百人と聞いております。約千九百人と記憶しております。負傷者は大体八十万といわれておる。八十万という数字はどうかと思いますが、非常に大きな数字になつてることは統計的示すとおりであります。これに対し一体どれだけの設備の費用を要するかということになつてしまりますと、非常に大きな費用がかかってくる。ところがこの火事を相手にしている——火事を相手にするというとおこられるかもしませんが、火災を一つの相手としてやつてある損保協会がある。火事が一件少なくなればその保険会社はそれだけもうかるはずである。施設は市がしなければならない。しかしそれには財源が非常に乏しい。そして一たび火事があれば死傷者を出すような状態、これららの問題の社会不安からくるそういう問題をどう解決していくかということ、これも税制改正の中の一つの大きな考え方だと思う。私はなぜこういうことを言うかといいますと、これについては従来消防施設税をとるべきだという当委員会での長い間の議論があつたことは御承知のとおりであります。自治省でもかつて立案をしたこともあるはずである。しかしこれはある方面というか、むしろ大蔵省の銀行局でありますか、それからさらには損保協会等からの圧力でとうとうものにならなかつた。私は今日地方財政をずっと見てまいりました場合に、こういう税財源の問題をもう少し検討する必要がありはしないか。限られた税財源の中で、限りなく発展していく今日の発展途上にある都市の形、あるいは産業の種類の変遷というようなものに対応する消防力というものはやはり持たなければならない。それにはお金が必要ることは当然だ。したがつて私は從来からの税制だけで単に行政事務を行えよろしいというようなものの考え方で税制を見るわけにはもういかないんじやないかという気がするのであります。この辺に対応する自治省のお考えをひとつ承っておきたいと思

○降矢政府委員 いまの地方税制を考える場合に、全体として行政の動き、その実態としての住民生活の変動というもののに対応するような税制を考えていくべきだということは、全く同感でございます。先ほどから都市税源の充実を中心とした一つの考え方を述べているのはそういうところに基図するわけでございます。その一つの例として、都市の火災に対する消防の充実という問題をとらえられまして、かつての消防施設税のような考え方を一例に引かれたわけでございますが、消防施設税については御指摘のような問題がございまして、なかなか結論を得ないのでございますが、全体としての考え方、税制の組みの中ににおける考え方としては全く同感でございますので、先ほども御議論がありましたような全体の行政的計画的な執行というようなものとあわせ考えまして、今後地方税制の改正に対処していきたい、こう思つております。

あるから間違いないと思ふ。過疎のほうは過激のほうで、学校を統合しなければならぬとかいうようないいろいろな問題が出てきている。教育だけをとりましても今日の税制について、私はいまのようない状態ではよくないと考へてゐる。この辺で根本的に税制を改革するという腹をきめていただきませんと、地方はどうにもならなくなつてくる。これを起債にするということになつておりますが、起債で見るのもよろしいが、今日の起債の状況を見てごらんなさい。どういうことになつておるか、学校建築に対する起債というのは大体繰故債が多いのです。国からの分よりりも利息の高い繰故債のほうがかなり率が高くなつてゐることは統計が事実を示してゐる。そういうものをずっと考え方合わせてみますと、もはや税制改正が、小手先だけの税制改正で地方行政が満足にやつていけると考えたら、私は大きな間違いじゃないかと考へる。この辺は國、地方を通ずる税制の一大改正が行なわれる時期が来ているのではないかというふうに考へますが、その点に關してもしお考えがあるならお聞かせ願つておきたいと思います。

では、全般的な問題としていなければ、兎に角、地方財源の充実をかるべきだと思うのですけれども、こういう義務教育を急速にいわゆる過密地帯に対してもやるというような問題を含めても、義務教育制度といふものについては、建物、土地についてもつと国自体が本格的な責任を持つてやるべきものである。それを、補助金の問題及び起債の充当率、起債の質の問題と一緒にやらなければ、それをしないで地方財政にまかせるということは、ほかのものなら、一年下水を待つてくださいとか何かいうことではありませんけれども、小学校に上がってくる子供に一年待てなどということはあり得ないわけです。こういうまるきり地方団体の負担になるということについては、私どもは地方団体を守る側の意味で、文教当局といふものに對しても一度考え方を直していただきたいというふうに思っているところであります。

しいからいま申し上げたのでありますて、税財源についての國の基本的な考え方をひとつ変えていただかないと、どんなにしてもどうにもならない。かりに國と地方との今度の予算を見れば、どういう形になつてゐるか。國の七兆幾らという予算の大体九二、三%あるいは九五%くらいが大体税でまかなつておる。地方の自治体が税でまかなつておるのはどれだけか。交付税を入れて、あるいは譲与税を入れて約六四、五%になりますが、せいや入れて四二、三%くらいにしかなりません。どうしてこの辺で基本的に改正をする必要がある。

そこで具体的に申し上げて、はなはだ恐縮ですが、いろいろのじやないかということが大体考えられ、いろいろな消防の問題等を考え、税の不均衡の中での不均衡といふよりもむしろ税制の中でもひとつ変え得るものがあるとするならば、これは府県として取つておる例の建物や土地の取得に関する税金、これはやはり市町村におろす必要がありはしないかということです。これありまして、価格も高いし、かなり大きな数に避けることのために、できるだけ傾斜していくうきわめてわずかであります。ところが今日の大都市の不動産の動きといふものは非常に大きいのでありますように、急激な変動を防ぐことは事実であります。そして、固定資産税はさつきから御説明があつたように、また説明書に書いてありますように、急激な変動を防ぐことのためには、できるだけ傾斜していくうきの時価で税金がかけられておるということ。したがつて、私はこの辺に非常に大きな矛盾がありますいかと考へておる。だから、せめて六大都

市くらい——全部税の譲与ができないというならば、非常に急激に伸びて、そうしてきわめて大きなアンバランスになつておる大都市あるいは大都市周辺の限られた地域だけくらいには、やはりこの特徴をもつておる。だから、市町村がもらつて、高い地価の宅地の造成だけを市町村がもらつて、高い地価の宅地の造成であるとかいうものからあがつてくる税金は府県だけを市町村がもつて、高い地価の宅地の造成が取る。そして府県のその地域における施設といふことは、必ずしも譲るかどうかということです。そうしませんと、安い固定資産税だけを市町村がもつて、高い地価の宅地の造成が取る。そして府県のその地域における施設といふものはきわめてわずかである。小学校を建てるわけでもあります。三〇何%にしか当たらぬと私は思いますが、せいぜい入れて四二、三%くらいにしかならない。どうしてこの辺で基本的に改正をする必要がある。

下におろしてと言う悪いのですが、市町村に持つてきたところで、都道府県の財政にそれほど大きな響きはないのではないかと考へられました。たゞ一つ言つてある非常にたくさんの市町村が行なうべき仕事といふことにしましても、たいして無理な話ではないと考へておるのであります。それで、市町村は非常に伸びが悪い現実から考へてまいります。せめてこれ一つぐらいは市町村財政を豊富化するといふことに対する方策として、不動産取得税の市町村への移譲、あるいはその他消費税の移譲といふような主張がござります。一つの考え方とは思いますが、必ずしも私たちはそうとは考へておりますが、またこういう税金を市町村に譲つてはどうかと言えます。ですが、せんし、府県と市町村の税源配分ということになりますので、今回の法人税割りの税率の変更につ

るようになりますはしないかと思ひます。そうして最近の過密都市などは急速に公債費があえておりますから、いよいよ市町村というものはどうにもならぬ段階に追い込まれると思うわけであります。税制の改正が一つの大きなさせでありますと、これをもし自治省が怠るとするならば、私は自治省の仕事というのはどうかと思うのですね。何のために「一体自治省があるのか」ということにならうかと思う。この辺を配慮すると、いま申し上げましたことはきわめて抽象的ですが、きょうは長く議論するわけにはいきませんから私はこれ以上申上げることを避けますけれども、第一の市街化区域に対する税の調整なんということのは早くきめていただきませんと、線引きが地方ではなかなかできません。それから区画整理の問題等もなかなか進みません。一体そういうことをやつていいのか悪いのか、税金はどうなのかということで、いつまでたっても不安で仕事が進まない。だからこれについては今のよな答弁ではなくて、早く、どちらのくらいまでにきめるということをこの機会に私は聞きたかったのでありますけれども、どうも考えておるという話でありますて、下世話にいう下駄の手な考えをむに似たりといふこともありますから、休まないで話を進めてもらいたい。そうして住民にもひとつ安心を与えてもらいたい。同時に市町村の行政のやりいいようにしてもらいたい。それから税制改正等につきましては、さつき申し上げましたように、新税は悪税といふことはありますが、しかし新税にして、理屈の通ったものは新税として財政能力のあるところに税負担をお願いするということは、必ずしも私は悪税とは言ひ切れないと思う。

それからもう一つ最後に聞いておきますことは、先ほどからいろいろお話をございましたので、これ以上聞く必要はないかと思ひますが事業税の問題であります。事業主控除を今後いつまでの二十七万円を三十二万円まで上げたいといふことが書いてありますが、個人事業税について一事業体どうお考えになつてあるかということでありま

す。純農村には御承知のように事業税はございません。都會の小さな仕事をしておる人、これは資本家が回転するから、おまえさんのほうは事業だ、農村はそうじやないのだ。あれは家業だという妙な理屈をつけてはおりませんけれども、家業と事業がどのくらい違うかということはわからぬのであります。しかしいずれにしても事業の実態は似たようなものですね。農村もある場合には家族総出でやらなければなりませんし、また小さな八百屋さんや洗濯屋さん、魚屋さんなど、これもやはり家族総出でやらなければならぬ。なるほど資金が回転しておることは認めないわけにはまいりませんが、事業の実態はそう違わないのですね。にもかかわらず、結局農村には事業税をかけない。そして営業をやられておる人はどんなに小さくても、免税点等はあるにいたしましても事業税がかってくる。このことをどうお考えになりますか。やはりさつき言つたようにおまえのほうは事業なんだ、物を仕入れてきて、あるいは設備をして、そうして収益があるのだから、これは家業だという、こういうふうに割り切ったものの考え方方ではよろしいというようなお考えですかどうか、その点をひとつ聞いておきたいと思います。

には、やはり同じ事業であっても、課税の扱い方としては、いま申し上げたようなことで、農業について事業税は、事業であるけれどもはずしておるという考え方であろうと考えております。

○門司委員 一向わからぬですがね。取り扱いは、そう変わらぬ取り扱いを実はしているわけなんですね、税法におきましても。固定資産税の場合でも、やはり動いておる資産に対する免税点等についても、たとえば洗たく屋さんの機械は、一つあれば十万円ですか、ぐらいまで固定資産税をかけない。いわゆる流動のものに対してはそういう処置をとつておる。農村においても、かつては農機具全体に税金をかけたことがございます。総合的に価格をきめて、そうしてかけたこともあるけれども、いまはそんなことをしていないはずであります。そうすると、だんだん似通った形を実はとつてきておるのでですね、実際の問題として。そして、先ほどから申し上げますように、私は何も農村に事業税をかけるというのではなくて、農村に事業税がないなら、農村と同じような実態を持つておる個人の、きわめて零細な業者に事業税をかけるというのはいさか酷ではないかというふうに事業税の本質は、純益課税であることであって、同時に、事業税の本質論から申し上げましても、判断しておる。それを営業課税のような形で所得税のあとを追つておるということは事実であります。だから、税の本質論から申し上げましても、いささかこれは違つていはしないか。純益課税といつても、純益を抽出するのは非常に困難であつて、めんどうだから、おまえのところは去年の所得がこれだけなんだからこの所得の二割が課税対象になるのだ、三割が課税対象になるのだということで、大まかにいえばそういう理屈が純益としも片つ方事業税は純益課税であり、所得税とは全然性格を異にしているのが、ちょうど所得税を追つてくるということになれば、所得税の附加税率になつた形になつて、はなはだおもしろくない現象を来たしておる。だからといって、それを、さつ

き言いましたように純益課税として捕捉するといふことは非常に困難だと私は思う。だからやむを得ぬからいまのような取り方をしているのだといわれれば、それは税の問題としての一つの考え方だ。

最後に、私はもう一つだけ聞いておきたいと思いますことは、徴稅費の問題であります。地方税の各種目別に一応徴稅費の割合を出していただきたいと思います。これは、市町村あるいは都道府県で調べればすぐわかるのでありますけれども、自治省が総括されておるのでありますから、ひとつ各税種目別に徴稅費がどのくらいかかつておるのか。このことを私が聞いておりますのは、徴稅費と稅收というのは、非常に大きな密接な関係を持つております。どんない税金であつても、徴稅費がばかしくかかり過ぎたのでは実益は非常に少ない。だから、少なくとも、徴稅費が比較的かからないで、そして理屈の通った税金にしなければならない。いま徴稅費の問題を私が申し上げましたのは、電気ガス税に関係があるからであります。電気ガス税は、御承知のようにほとんど徴稅費はからぬでしよう。これは所得税のちょうど源泉徵収と同じでありますて、こういう問題を一応私は——きょうはそれ以上聞きませんけれども、電気ガス税等もこれはやめたほうが多いのであって、やめるべき性格を持つているし、池田内閣總理大臣とはここでそういう約束をしたはずであります。やめようと池田さん言ったのでありますけれども、佐藤さんになつたらそれを引き継がなかつたらしい。池田さんは早く死んでしまつたのですからやあい悪いのですが、いざれにいたしましても、その内容ができるだけ早くひとつ表にして出してくれませんか。そうすると、その中からまといろいろの稅制に対する問題もあるうかと思います。

に分けました資料はござりますから、それを整えて、府県、市町村別に提出させていただきたいと思います。

○門司委員 これはせつかくですけれども、出ないと言われるけれども、出るはずなんですよ。これは市町村に聞けばすぐわかつてくるのですよ。

例の町村会館に聞いてもよろしいでしょうし、市のセンターで、後藤君のところに聞いても、大体の数字は出てくると私は思いますよ。どうも自治省は、その点を、何だか変に遡回のようなことを言って困るのだけれども、府県の事務所に行けば、府県の徴税費くらいは大体わかつているはずなんですよ。これがわからなければどうかしていながら。だから、市町村の団体あるいは府県の団体にお聞きになればわかるわけあります。これは私が聞いたっていいのだけれども、せつかく自治省があるのだから、自治省で少し調べてもらったほうが、これから先の論議をするのに都合がいいと思って実は聞いているのでありますけれども、ひとつできるだけ早くそれを出して貰えませんか。そうしませんと、税全体の議論をする場合に、私は、さつき申し上げましたように、もうこの辺でほんとうに国、地方を通ずる税の大改革をする時期だと考えておる。こういう時期に改革を行なわぬと、世の中がこれ以上変動していくこと、なかなか困難な時期になりはしないかというと、いま私は最もこの税の改革をするのにいたい時期だ。そうしてこれが、市町村に対する税の確保のためには、国税を考えれば悪いかもしませんけれども、これだけ地方の税制が逼迫しておるときに、やはり改革をすることのほうが地方の自治体のためにはよろしいのではないかと考えますので、以上のことを申し上げまして、私の質問を一応終わります。

○菅委員長 「速記中止」

○菅委員長 速記を始めて。

○降矢政府委員 いま先生の、税目別にというお話を、資料があるようなお話をございますが、そ

れは町村会や市長会に当たってみますが、われわれいままでもこういう資料をとろうとしたしましたが、結局ある程度人間が割り振られたり経費が混在しておりますので、結局府県といたしまして各税目ごとに徴税費を出すというのは非常に無理な作業ではなかろうかと思います。しかし、いずれにいたしましても、一回当たりまして、その上で資料を提出させていただきたいと思います。

○門司委員 私がそういうことを聞いておりますのは、いまいろいろ各政党的間にも議論がございまして、たとえば土地に対する課税をどうするかという問題がある。そうすると、これに空閑地税をかけるとかあるいは庭園税をかけるとか、いろいろ問題がございます。しかし過去においても庭園税をかけた事実は鎌倉でございます。ところが、

これは、徴税費が非常にかかるて、理屈はよろしくのだけれども、税金を取るのに徴税費のほうがあかって、一年か二年でやめちやつたですね。だから、われわれが税制を議論する場合にも、そういうものを見ないわけにはいかないのです。たとえば空閑地税を取るとして、それについて、どのくらいの金がかかる、どうするか……。ことに、今日はの税制の中で最も大きな問題は、私は山林の税金だと思います。これは、いま日本で一番大きな金持ちは山林地主だと思う。ここには固定資産税は非常に安いのである。したがつて、農村、ことに過疎地帯等に対しては、立木税を取るべきだという意見はずっと前からもある。しかし、この立木税を取らうとすれば、理屈はわかるのだが、その立木がどのくらいあるかと、うことを町村役場で調べるには非常にたくさんのがかかって、理屈は理屈でよろしいのだが、さて徴税費がかかり過ぎてどうだかというの足を踏むようなことがあるわけであります。したがつて私はいまのようことを聞いているわけあります。できるだけやはり徴税費との割合をひとつ調べておいていただきたい。これだけをひとつ要望いたしておきます。

○門司委員 やつてみていただきたいと思います。○菅委員長 次回は明後二十六日木曜日午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会するごととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時散会

よろしくごぞいますね。

○門司委員 やつてみていただきたいと思います。

によつて課税所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応する同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応する当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

百五十万円以下の金額	百分の二
百五十万円をこえる金額	百分の三
二百五十万円をこえる金額	百分の五
四百万円をこえる金額	百分の六

五百六十万円以下の金額	百分の二
百五十万円をこえる金額	百分の三
二百五十万円をこえる金額	百分の四
四百万円をこえる金額	百分の五

第五十条の四の表を次のよう改める。

〔地方税法の一部改正〕
〔地方税法の一部を改正する法律案
(辰上安太郎君外五名提出)
〔第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。〕

〔第二十四条の五第一項第三号中「三十万円」を「三十五万円」に改める。
〔第三十二条第四項第一号中「十五万円」を「十七万円」に改める。〕

〔第三十四条第一項第一号中「十五万円」を「三十万円」に改め、同項第六号中「七万円」を「十万円」に改め、同項第十号中「十万円」を「十六万円」を「第五項」に、「九万円」を「十二万円」に改め、同項第七号から第九号まで「十二万円」を「十四万円」に改め、同条第三項中「七万円」を「十万円」に改め、同項第十号中「十万円」を「十一万円」に改め、同項第十一号中「六万円」を「九万円」に改め、同条第四項中「十二万円」を「十四万円」に改め、同条第三項中「控除対象配偶者」を「配偶者」に、「八万円」を「十一万円」に改め、同条第四項を削除し、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項中「第三項」と同条第四項とし、同条第六項中「第三項」又は「第四項」を「又は第三項」に、「又は所得割」を「所得割」に改め、「扶養親族であるかどうか」の下に「又は所得割の納稅義務者に配偶者がないかどうか」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。〕

〔第三十五条第一項を次のように改める。〕
〔第三百三十三条第四項第一号中「十五万円」を「三十五万円」に改める。〕

〔第七十二条の十八第一項及び第二項中「二十七万円」を「五十万円」に改める。〕

〔第二百九十五条第一項第三号中「三十万円」を「三十五万円」に改める。〕

〔第三百十四条の二第一項第一号中「十五万円」を「三十五万円」に改め、同項第六号中「七万円」を「十万円」に、「第六項」を「第五項」に、「九

〔第三百三十三条第四項第一号中「十五万円」を「三十五万円」に改める。〕

〔第二百九十五条第一項第三号中「三十万円」を「三十五万円」に改める。〕

〔第三百三十三条第四項第一号中「十五万円」を「三十五万円」に改める。〕

〔第三百三十三条第四項第一号中「十五万円」を「三十五万円」に改める。〕

〔第三百三十三条第四項第一号中「十五万円」を「三十五万円」に改める。〕

〔第三百三十三条第四項第一号中「十五万円」を「三十五万円」に改める。〕

費税の特別徴収義務者又は納稅者の所得の基礎となつた売上金額又は経費のうち遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に係る金額に満たない場合又は前項の規定による決定をしていない場合においては、当該所得の基礎となつた売上金額又は経費のうち遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に係る金額を基準として、課税標準額及び税額を更正し、又は決定することができる。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合、又は過少であり、かつ、過少であることが特別徵収義務者又は納稅者の詐偽その他の不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができ

5
市町村長は、前四項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。
(所得税又は法人税に関する書類の供覽等)

第四百八十五「田代税の賦課徴収について」

費税の賦課徴収について、政府に対し、所得税又は法人税の納税義務者が政府に提出した申告書又は政府がした更正若しくは決定に關する書類を閲覧し、又は記録することを請求す

した場合においては、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(料理飲食等消費税に係る不足金額及びその
延滞金の徴収)

2 等消費税について「申告書」と総称する。(の提出があつた場合において、当該納入申告又は申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

市町村長は、特別徴収義務者又は納稅者が申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納人申告し、又は申告すべき課税標準額及び税額を決定することができ

3 市町村長は、申告書に記載された課税標準額又は前二項の規定によつて更正し、若しくは

積額を以て料理・飲食等消費額として同一とする。)があるときは、同条第五項の通

2 知をした日から十五日を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。
前項の場合においては、その不足金額に算

四百八十三条第二項又は第四百八十三条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長

期限までに納入金を納入しなかつたこと、又は税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。
（料理飲食等消費税に係る過少申告加算金及び不申告加算金）

にその提出があつた場合において（次項ただし書きの規定の適用があるときを含む。）において、第四百八十五条の三第一項、第三項又

は第四項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたこ

とについて正当な事由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過

少申告加算金額を徴収しなければならない。
2 次の各号の一に該当する場合においては、
市町村長は、当該各号に規定する申告、決定

又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならぬ。

ない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りで

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第四百八十五条の三第二項若しくは第三項の規定による申告書の提出があつた場合

は第三項の規定による決定があつた場合
二 申告書の提出期限後にその提出があつた場合
後ににおいて第四百八十五条の三第一項、第
三項又は第四項の規定によつて更正があつた

三項又は第四項の規定によつて修正がおこつた場合

3
規定は、添付料金の支拂い、たびに、第一項、第二項、第三項又は第四項の規定による更正があつた場合

軍人用販売機関等で地方税法第四百七十七条第一項に規定する場所のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものにおける遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（地方税法第四百七十七条第一項に規定するその他の利用行為をいう。以下同じ。）

遊興し、飲食し、宿泊し、又はその他の利用行為をする者
料理飲食等消費税

理由

地方税負担の現状にかえりみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るために、道府県民税及び市町村民税の基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の額の引上げ、事業税の事業主控除の引上げ、道府県民税、市町村民税及び事業税の事業専従者控除の引上げ等の措置を講ずるほか、道府県民税の所得割の税率を調整し、道府県民税及び市町村民税の法人税割の税率引き上げ、及び都市計画税の課税対象として償却資産を加えることとともに、昭和四十六年度から料理飲食等消費税を市町村税とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十五年四月三日印刷

昭和四十五年四月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局